

平成20年度総合教育センター
研究報告書第322号



学校における緊急支援体制の確立 ～心的ケアの観点から～



平成21年3月

埼玉県立総合教育センター 指導相談担当

目 次

○ 要旨	-----	1
○ 研究の概要	-----	2
1 学校の安心・安全の危機	-----	3
2 緊急支援（心のケア）の必要性・重要性	-----	3
3 研究1：緊急時に教職員は何をすればよいか	-----	4
4 研究2：児童生徒の心のケアをどのように行っていけばよいか	-----	11
5 研究3：保護者の心の安定のために何をすればよいか	-----	20
6 成果と課題	-----	24
7 参考・引用文献	-----	24
8 研究協力委員等	-----	25
○ 資料	-----	26



要旨

本研究のポイント

- 1 学校における事件・事故等緊急時の際、学校運営をいち早く正常化させたり二次的被害を防止したりするための対応の在り方を緊急体制プログラムにまとめ、提示した。
- 2 学校が事件・事故等衝撃的な出来事に遭遇した際、児童生徒（教職員も含む）の心のケアをどのように行っていけばよいか、学校の視点からプログラム化を図り、提示した。
- 3 学校における事件・事故等の際、児童生徒の心の安定を図るため保護者に安心感を与える情報提供の在り方をプログラム化し、提示した。

近年、安全と言われてきた学校において、それを揺るがすような衝撃的な事件・事故等が起こり、児童生徒の生命が危険にさらされたり、奪われたりしている。その中で学校組織は混乱状態に陥り、児童生徒の心は傷つけられ、校長が状況説明をするといった光景が、マスコミ等の報道から繰り返し送られてくる状況にある。

そこで本研究は、平成19・20年度の2か年にわたり、児童生徒の生命にかかわるような事件・事故等が起こった際、危機状態に陥った学校が早期に体制を建て直し、児童生徒の急性ストレス障害（ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の発症を予防するために、学校は何をどのようにすればよいかについて研究したものである。具体的には、学校における事件・事故等の際必要とされる緊急体制プログラムの作成や児童生徒（教職員も含む）の心のケアを行うための心的ケアプログラムの作成、保護者に安心感を与えるための心的ケアプログラムの作成について報告する。

まず、衝撃的な事件・事故等が起こった際考えなければならないことは、情報の収集・確認、コントロールである。不確定な情報が事件・事故等の二次的被害をもたらし、学校はさらに混乱していく。学校が早期に緊急体制を整え情報をコントロールし組織的に対応していくために、管理職を中心とした教職員が何をどのようにしていけばよいか、対応の一連の流れを分かりやすく表や資料にまとめた。

また、その一連の流れの中に児童生徒（教職員も含む）の心のケアを位置づけ、児童生徒や教職員等にどのような症状が起こり、それに対して学校は組織的にどう対応していけばよいかプログラム化を図った。

一方、学校は、保護者に対してできるだけ早期に適切な情報を提供する中で安心感を与え心の安定を図りながら、支援・協力を要請していかなくてはならない。そのための臨時保護者会の開き方や児童生徒の心のケアにつながる配慮事項等についてプログラム化を図った。

研究の概要

児童生徒の生命にかかわる
事件・事故の発生

通報

状況把握

県立学校

市町村立学校

学校における緊急支援体制の確立

研究1「緊急時に教職員は何をすればよいか」

学校運営正常化に向けて緊急体制プログラムの作成

緊急対応チームの編成、事件・事故等の状況把握、情報の共有化、報道機関への対応、保護者・地域への対応等

研究2「児童生徒の心のケアをどのように行っていけばよいか」

児童生徒及び教職員に対する心的ケアプログラムの作成

児童生徒の状況把握と整理、教職員対象心のケアに関する研修の実施、心と身体の健康調査の実施、全員への個人面接の実施、配慮を要する児童生徒への個人カウンセリング等

研究3「保護者の心の安定のために何をすればよいか」

保護者に安心感を与えるための心的ケアプログラムの作成

臨時保護者会について検討・準備・開催、情報提供、PTA役員等との協力、経過報告と再発防止のための協力要請

家庭

家庭

臨時保護者会
(情報提供)

臨時保護者会
(情報提供)

地域

地域

地域

地域

事故対応の
指導・助言

事故報告
緊急支援の要請

緊急支援

事故対応の
指導・助言

緊急支援

事故報告
緊急支援の要請

市町村教育委員会
市町村立教育相談所(室)

事故対応の
指導・助言

事故報告
緊急支援の要請

埼玉県教育委員会

- 学校へ職員派遣による事件・事故等の状況把握
- 緊急支援計画の作成
- スクールカウンセラー等心理専門職の学校への派遣
- 管理職、教職員への指導や相談への対応

1 学校の安心・安全の危機

今、学校の安心・安全が揺らいでいる。

本来、学校という場所は安心・安全でなければならない。保護者は、我が子を学校に安心して預け、安全な学校生活の中で豊かな経験をとおして健やかな成長を願っている。しかし、昨今安心・安全といわれてきた学校において、児童生徒の生命が危険にさらされたり奪われたり、さらにはいじめ等により悩み、自らの生命を絶つなどの状況も生まれてきている。大阪教育大学附属池田小児童殺傷事件（平成13年）や長崎県佐世保市で起きた同級生殺害事件（平成16年）は、世の中の多くの大人たちを驚かせた。平成18年度は、全国でいじめによる児童生徒の自殺等の事件が多発し、本県においても尊い生命が失われ、いじめの根絶が喫緊の課題となっている。また、全国各地で登下校時に児童生徒への声かけ事案や連れ去り事件等多発し、いつ何が起こるか予想できない状況下にある。

2 緊急支援（心のケア）の必要性・重要性

衝撃的な事件・事故等がいつ起こっても不思議ではない状況下において、学校は危機対応マニュアルを備え、日常から事件・事故等を想定した訓練をしておくことは大切なことである。しかし、今まで学校は危機管理体制の確立に力を注いではきたものの、児童生徒をはじめまわりの保護者、教職員の心のケアまで配慮が及ばなかった感は否めない。

近年になり、衝撃的な事件・事故等が起こった際、臨床心理士の協力を要請し児童生徒の心のケアに当たる等の情報がマスコミ等の報道においても頻繁に聞かれるようになり、事件・事故後の心理的な支援の必要性は高まってきている。数々の報告書や書籍等でも、適切な時期に適切な対応がなされれば、児童生徒をはじめまわりの保護者、教職員の受けた心の傷は徐々に回復していくと報告され、心のケアを含めた緊急体制の整備・確立の必要性・重要性が説かれている。

また、実際に危機状態に陥った際、学校側の考え、姿勢というものが重要になってくる。形だけマニュアルどおり緊急体制を確立したとしても、秘密主義にこだわりすぎ組織が機能しなかったり、緊急支援で派遣された心理職等に全て任せてしまったりという状態では、大きな改善が望めない。要は、マニュアルがあっても、そこで実際に使う人（学校）の考え方、姿勢により、成否が左右されるということである。特に、緊急支援チームの中心である校長、教頭等管理職の心のケアに対する理解、姿勢が重要になってくる。

以上の点を踏まえ、本研究では、児童生徒の生命にかかわるような危険を伴った事件・事故等が起こった際、危機状態に陥った学校が早期に体制を立て直し、児童生徒への急性ストレス障害（ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の発症を予防するとともに、いち早く健全な学校生活を取り戻すための心のケアについて研究を進めた。その中で、学校の緊急体制プログラムや児童生徒（保護者、教職員も含む）を中心とした心的ケアプログラムを開発していくことをねらいとして、研究に取り組んだ。

研究の内容

- 1 二次的被害を防止し学校運営をいち早く正常化するために、家庭・地域への対応も含め学校（教職員）は何をしたらよいか検討する。
- 2 児童生徒、保護者、教職員に安心感を与え、心の混乱状態を徐々に沈静化していくための心のケアをどのように行っていけばよいか検討する。
- 3 1・2を分かりやすく表や図にまとめ、プログラム化する。

3 研究1 緊急時に教職員は何をすればよいか



管理職のリーダーシップによる指示系統の一本化

事件・事故対応の基本姿勢

- ④ さ 最悪を想定し、④ し 慎重に、④ す 素早く、
④ せ 誠意を持ち、④ そ 組織的に、

学校運営の正常化に向けて

- ① 緊急対応チームの編成（組織的な対応）
- ② 事件・事故等の状況把握（情報の収集・確認）
- ③ 教育委員会への連絡（第一報）
- ④ P T A等への連絡と協力依頼
- ⑤ 臨時職員会議の開催（教職員間の情報の共有化）
- ⑥ 該当児童生徒の保護者への対応
- ⑦ 配慮を要する児童生徒の把握
- ⑧ 関係機関への支援要請（警察等）
- ⑨ 報道機関への対応
- ⑩ 児童生徒の心のケア計画
- ⑪ 教職員の心のケア
- ⑫ 臨時保護者会の開催（保護者、地域への説明）
- ⑬ 再発防止への取組

*番号は必ずしも順序を示すものではない。

学校の緊急時は、児童生徒や教職員を巻き込む突発的かつ重大な事件・事故等によりもたらされる。たとえば、①児童生徒の自殺、②学校管理下で起こった事故による児童生徒の死傷、③児童生徒による殺傷事件、④火災、交通事故などによる児童生徒の死傷、⑤自然災害、⑥地域で起こった重大事件、⑦教職員の失踪や不祥事、⑧教職員の死亡事故や自殺などがあげられる。

このような事件・事故等によってもたらされた緊急時に教職員がすべきことは、再発を防ぎ、一刻も早く学校生活を正常化させることである。そのためには、**管理職のリーダーシップによる指示系統の一本化**を図り、**事件・事故対応の基本姿勢「さ、し、す、せ、そ」**を常に念頭に置き対応することが大切である。

① 緊急対応チームの編成（組織的な対応）

事件・事故によっては、管理職だけでは正確な情報収集や指示の伝達などの的確な対応を行うことは不可能であり、組織的な対応が必要である。そのため、早急に緊急対応チームを編成する必要が生じる。構成員としては、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラーなどが考えられる。この緊急対応チームで情報を集約、分析し、校長の的確な判断のための判断材料を提供していく。

緊急対応チーム
編成の留意点

- 緊急対応チームから緊急対策本部へと発展することを考え、本部は校長室に置く。
- 情報収集を含め、今後対応すべき事項を事前に検討しておく。（報道機関への対応、臨時職員会議など）

② 事件・事故等の状況把握(情報の収集、確認)

緊急事態発生後、事件・事故等について可能な限り具体的で正確な情報（何が起こったのか。何時何分に起こったのか。どこで起こったのか。現在どんな状況なのか。原因は何か。加害者・被害者の状況はどうか。など）を収集し、校長（緊急本部長）が集約する。正確な情報を迅速に収集することは、その後の適切な対応を図るために重要なことである。

情報収集の留意点 1

- 学校外の事件・事故等で情報収集のため校外に出向く時、当たり前のことであるが、携帯電話は必需品である。その際、充電切れが起こる場合もあり、補助バッテリーや車から充電できるアダプターを携帯しておくとうよい。
- 管理職の近くに常に情報収集と経過の記録者を1名置き、時系列の記録をとる。



情報収集の留意点2

- 学校外で事件・事故等が発生した場合、報道機関による情報収集の方が速いことがあり、校内でインターネットやテレビ等による情報の収集に当たることも大切である。
- 校内で事件・事故が発生した際、児童生徒の安全確保が第一であるが、できる限り迅速に多くの児童生徒から情報収集することが必要である。

③ 教育委員会への連絡(第一報)

緊急事態が発生した場合、学校の予想を超える速さで事態が展開したり、経験したことのない様々な対応に追われたりすることがある。また、渦中にいると様々な経験を積んだ管理職であっても、判断に迷ったり、判断がぶれたりすることがある。

事件・事故等が発生した際には、教育委員会に一報を入れ、助言を求めたり指導主事の派遣を要請したりすることも大切である。また、様々な対応に追われる中で、教育委員会とのやりとりが必要なため、指導主事の派遣を受けることが、教育委員会への連絡や報告をスムーズに行うことにつながる。

教育委員会も学校と同様に、報道機関等の取材に追われており、学校と教育委員会が情報を迅速に共有することは緊急時の対応において重要なことである。

④ PTA等への連絡と協力依頼

事件・事故等発生後、様々な対応をする上で、PTAや学校評議員等の協力が必要になる。とりわけPTA本部の協力は臨時保護者会等を開催する際にも不可欠である。日頃からPTA会長を初めとする本部役員、学年委員等と連携を図り、いざという時に最大限の協力を得られる関係をつくっておきたい。

⑤ 臨時職員会議の開催(教職員間の情報の共有化)

臨時職員会議を開催し、事件・事故等の情報と今後の対応について共通理解を図る。特に報道機関に対する窓口の管理職への一本化や事件・事故等に対する学校側の共通した見解、今後の対応に関する役割分担等を打ち合わせておく。情報が伝わらない状態が続くことは、教職員を不安な状態に置くことになる。事態が刻々と変化する場合、短時間でも教職員を集め、情報の共有化を図っておく。

また、日頃から教職員間の意思疎通がスムーズに行われる体制や雰囲気をつくっておくことが大切である。

⑥ 該当児童生徒の保護者への対応

児童生徒が死亡したり、大きな怪我をしたりした場合、保護者も混乱した状態にある。そのような時、学校としてできることを可能な限り申し出たい。また、保護者への対応は、担任及び学年主任になるが、管理職もできるだけ早急に自宅を訪問する。

該当保護者への
対応の留意点

- 死亡事件・事故等発生直後は、情報収集に焦るあまり、保護者から無理に情報収集しないよう配慮したい。
- 臨時保護者会等の出席確認は直接行い、その際説明内容や方法、訃報の周知等について保護者の意向を確認する。

⑦ 配慮を要する児童生徒の把握 ⑩ 児童生徒の心のケア計画

重大な事件・事故等の後は、心身ともに不安定になる児童生徒が出てくる。これらの児童生徒とその状態を把握し、スクールカウンセラーや保護者との協力のもと適切な対応を行う。（これについては、研究2（p11～）、研究3（p19～）を参照）

⑧ 関係機関への支援要請（警察等）

混乱や危機を最小限にして、乗り越えるために、学校だけで抱え込まず、警察、少年サポートセンター、児童相談所、保健所、保護司、民生委員・児童委員、主任児童委員、市町村の子育て支援課等に協力を依頼する。

警察については、事件・事故の情報収集にも協力をいただくことになるので、所轄の生活安全課等と日頃から関係をつくっておく。

*①～⑧は「資料1-1 事件・事故等発生時のチェックリスト（p27）」参照

⑨ 報道機関への対応

近年、地域や学校で起こる事件・事故等が、ワイドショーなどの番組で取り上げられ、対応によっては、保護者や地域からの誤解を招き、不信感を募らせる結果になってしまうことも多い。

報道機関に対しては、窓口を管理職に一本化し、必ず報道機関名と氏名を確認した上で回答し、曖昧な回答は避ける。また、報道機関からの問い合わせが多く、記者会見等を実施する場合には、事前に情報を小出しにせず、記者会見の席で答える旨を伝える。

報道機関が児童生徒や保護者に取材することも多く、児童生徒に対しては、学校として事前に指導しておく。

- * 「資料 1-2 記者会見のチェックリスト (p 28)」
「資料 4 報道機関への対応 (p 45~)」参照

報道機関への対応
の留意点

- 記者会見については、教育委員会と事前に打ち合わせをし、多少時間がかかっても正確な情報をできる限り多く収集し、後日再度記者会見を開く必要のないよう事前準備をしておく。
- 記者会見は、教育委員会及び学校が進行する場合はほとんどであるが、市町村によっては記者クラブの担当者と事前打ち合わせをして、進行を取り仕切ってもらう場合もある。いずれにせよ、教育委員会とよく打ち合わせしておくことが大切である。
- 会見場所は、児童生徒の教室や昇降口の近くを避ける。また、対策本部からもやや離れた場所が好ましい。会見場所から勝手に教室等に移動されないように、校舎の施錠、「関係者以外立ち入り禁止」などの掲示と人員の配置をしておきたい。
- 会見に際して、Q & Aを作成しておく。また、個人情報など答えられない情報はリストアップしておく。
- 会見における報道関係者への事件・事故の概要等の説明は、事前に教育委員会と打ち合わせし、まとめておく。
- 質問については、不明な点や回答に窮する場合は、曖昧な回答をせず、わからない旨をはっきり答える。その間、調べられる回答については、会見中に教頭を中心に回答を作成する。
- 受付では必ず報道機関名、記者名を確認し、名刺をもらっておく。
- 臨時保護者会等の出席確認は直接行う。その際、説明内容や方法、訃報の周知等について、保護者の意向を確認する。

⑪ 教職員の心のケア

非日常的な事態が続くと、児童生徒ばかりでなく、教職員も心身に不調を訴えることが多い。管理職は、スクールカウンセラーなどの協力を得て、教職員の心のケアを図るとともに、計画的な年次休暇の取得を促し、教職員の心身のリフレッシュを図ってい

なくてはならない。(これについては、研究2 (p 11～) を参照)

⑫ 臨時保護者会の開催(保護者、地域への説明)

事件・事故等発生後は、事実以外の憶測や噂が広まり、保護者の不安を募らせるような状況になりがちである。このことが児童生徒の不安を増長し、学校運営の正常化を遅らせる要因になる。臨時保護者会は、事件・事故等を二度と起こさないための方策と決意を管理職が明確に示し、今後の学校運営の正常化や児童生徒の心のケアのために保護者の協力と支援を得ることを目的に開催しなければならない。事前に教育委員会やスクールカウンセラーに指導や助言を受け、PTA役員等に了承を得ながら、準備した上で開催すべきである。(これについては、研究3を参照)

- * 「資料1-3 臨時保護者会のチェックリスト (p 29)」
「資料3-1～5 保護者向け通知文等 (p 39～)」参照



臨時保護者会開催
の留意点

- 保護者会では、事実と今後の学校としての対応方針、対応策を明確に打ち出し、保護者の理解を求める。
- Q&Aを事前に作成しておくなど、できる限りの準備を行い、実施する。
- 内容等については、事前に被害者の保護者の要望や意向を確認しておく。
- 報道関係者への対応については、事前に教育委員会と連絡を取り、決めておく。(例えば、カメラは会場内に入れないが、社名、氏名を確認の上、入場は認める、質問は保護者のみ、など)
- 記者会見と同様に、プライバシーや人権に配慮し、回答できない場合もある。回答できないものについては、事前にリストアップしておく。
- 臨時保護者会に臨む教師の態度や雰囲気は、重要である。土日や夜間の忙しい時間に来ていただき、保護者に協力を求めるわけであるから、教員の服装、受付や電話の問い合わせの際の応答には、配慮して十分すぎることはない。また、保護者からの意見や要望についても、誠意を持って受け止めていかななくてはならない。
- 児童生徒を守るとともに保護者に安心感を与えるため、児童生徒へのケアが必要であること、また実施する内容などをスクールカウンセラーから直接話してもらう。

⑬ 再発防止への取組

人間は過去の辛い思いをできるだけ早く忘れたいと思う傾向がある。しかしながら、同様の事故を二度と繰り返さないために、学校運営が正常の状態に戻った際には、再発防止に取り組まなければならない。

*「資料 1-4 事件・事故後のチェックリスト (p 30)」参照

再発防止の取組
の留意点

- 被害者やその保護者に対しては、学校として再発防止に取り組んでいることを伝え、事件・事故等を風化させない学校の方針を誠意を持って伝えていく。
- 事件・事故等の分析と再発防止策について、スクールカウンセラーや身近な相談員の協力を得ながら教職員が中心となって考え、期間を区切り実施、評価、見直しを行い、継続していく。
- これらの取組は、保護者会、教育研究会、校長会等で公表することが望ましい。



4 研究2 児童生徒の心のケアを どのように行っていけばよいか

児童生徒の生命に関わる
事件・事故等が発生

発生後、1時間、24時間、72時間の対応が
その後の展開を決める

児童生徒の心の回復・安定と二次的被害の防止

- 児童生徒の状況の把握と整理（情報の収集・確認）
 - 出欠の確認、健康観察
 - 配慮を要する児童生徒の状況把握
 - 家庭との連携
- 臨時職員会議の開催
 - 児童生徒に関する教職員間の情報の共有
 - 児童生徒の心のケア等今後の流れの共通理解
 - 教職員の健康状態の把握
 - スクールカウンセラー等による個人カウンセリングの実施
- 教職員対象心的ケアプログラムの準備・実施
 - 教職員対象の心理教育の研修
 - 体験内容や感情について表現する機会
 - 児童生徒への心的ケアプログラムの内容について研修
 - 心的ケアプログラム実施に向けての教職員の役割分担
- 児童生徒への心的ケアプログラムの準備・実施
 - 臨時全校集会等児童生徒への正確な情報の伝達
 - 担任による児童生徒への心理教育の実施
 - 担任による「心と身体健康調査」の実施
 - 担任による個人面接の実施
 - 配慮を要する児童生徒の把握
 - スクールカウンセラー等による個人カウンセリングへ
- 関係機関等との連携、児童生徒の継続観察・指導
 - スクールカウンセラーとの連携
 - 医療機関、相談機関との連携
 - 保護者、地域との連携
 - 児童生徒の状況の継続的把握、指導

(1) 学校での危機対応

学校において危機対応しなければならない出来事は様々ある。例えば、日常的に起こるいじめや虐待等から、突発的に起こる児童生徒の生命が脅かされるような傷害事件や殺人事件、交通事故、自殺、また身近に起きた衝撃的な出来事や身近な人の死、地震や台風など自然災害による友だちや家族、教職員の死、体罰や性的犯罪など信頼していた教職員が起こした不祥事等まで、その内容や規模は様々である。

学校危機の内容とレベル

- 1) 個人レベルの危機
不登校、家出、虐待、性的被害、家庭崩壊、自殺企図、病気、交通事故等
- 2) 学校レベルの危機
いじめ、学級崩壊、校内暴力、校内事故、交通事故、薬物乱用、食中毒、教師バーンアウト等
- 3) 地域社会レベルの危機
殺傷事件、自然災害（大震災）、火災（放火）、公害、誘拐・脅迫事件、窃盗・暴力事件、IT被害、教師の不祥事等

「心の危機対応実践ハンドブック」（2003年）
兵庫県立教育研究所・心の教育総合センター

学校は、上記のような出来事が起こると予想もしないような混乱状態がもたらされるため、内容や規模、状況によってチームを編成して組織的に対応していかなければならない。また、児童生徒・保護者、教職員は大きな衝撃を受けるため、その出来事の内容などから児童生徒を中心とした周りの人々の様子を正確に把握し、心のケアを施さなければならないかどうかを見立て、対応していくことが、近年の様々な事例からも重要になってきている。

児童生徒などに事件・事故等衝撃的な出来事に関するストレス要因が加わると、今までの解決法では対処することができなくなり、心理的にバランスを崩し、日常生活が送れなくなる状況になる。この様な状況に陥ると、児童生徒などには不安や無力感、不信感、怒り等の感情や思考の変化等が現れ、めまいや吐き気を訴えたり、自傷や他傷などの行為を繰り返したりするなど、学校や家庭で安定した生活を送ることが困難になる。その様な状況が過ぎ去ってもその時の体験が残り、同じ恐怖や不快感をもたらし続ける現象が、心的外傷（トラウマ）と呼ばれているものである。これは、児童生徒が成長し発達をとげていくうえで、重大な人格への影響が懸念されている。そのために、心に傷を負い通常の生活が送れなくなっている症状を安定させ、集団生活に適応していく能力を回復させていく必要がある。それが、心のケアである。

本研究は、児童生徒の生命が脅かされ、「教育委員会やスクールカウンセラー等に協力を依頼しなければ、学校の危機的状況や児童生徒の心が安定していかない」とい

う事件・事故等の規模や内容を想定し、その対応の在り方について例を示したものである。

(2) 事件・事故等の危機的状況に遭遇した児童生徒の症状

児童生徒は、生命が脅かされるような事件・事故等の危機的状況に遭遇すると、心身のバランスを崩し、感情や行動の変化等、様々な症状を呈する。教師が、そうした症状を理解しており、児童生徒の心と身体の変化を敏感に察知することができれば、早期の介入につなげることができる。しかし、逆に理解していなければ、児童生徒が嘘をついているのではないかと疑って対応したり、甘えているのではと叱咤激励したりして、児童生徒の心をさらに深く傷つけてしまうという危険性も出てくる。

子どもがトラウマの体験後に示す様々な反応

身体症状	<ul style="list-style-type: none"> ・手や足が動かなくなる ・アレルギー ・食欲不振 ・吐き気 ・めまい ・頭痛や腹痛など身体の各部の痛み ・過呼吸 ・夜驚 ・吃音、頻尿、夜尿 ・意識を失って倒れる ・声が出ないなど
行動の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい退行現象 (わがまま、幼児語の使用、年齢不相応な甘え方など) ・多動 ・衝動的、攻撃的行動 ・極端な愛着行動 ・自傷 ・拒食や過食 ・睡眠困難 ・孤立 ・万引きなどの規則違反
感情や思考の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・過度の罪悪感や無力感 ・過度の警戒心 ・自責感 ・気持ちの落ち込み ・恐怖感 ・孤立感 ・自己評価の低下 ・不信感 ・怒り ・悔しさ

(参考「心的トラウマの理解とケア」厚生労働省)

こうした反応は、決して異常な体験ではなく、程度に差こそあれ、誰にでも生じる反応である。つまり、「異常な状況に対する正常な反応」であり、必ず元の元気な状態に徐々にもどることを児童生徒に伝え、安心させることが重要である。

危機的状況にあっても、大人を心配させまいとの思いや受け入れがたい出来事を何もなかったことにしたいという思いから、無理をして明るく振る舞ったり、はしゃいだりする児童生徒もいる。大切なのは、普段のその子らしさとの違いに気づくことである。

しかし、トラウマ後の代表的な症状である心的外傷後ストレス障害（PTSD）については、近年「PTSD」の言葉だけが一人歩きし、拡大解釈されて使用されてい

ることが多いので注意を要すると言われている。

以下、その主症状、反応等をあげる。

子どもに見られる心的外傷後ストレス障害（PTSD）の特徴

① 再体験

トラウマとなった出来事が、反復的な思考、夢、再びその出来事が起こったかのようなフラッシュバックで、持続的に再体験され続ける。体験を思い起こさせる場面や音、臭いなどが刺激となる。

② 回避・麻痺

トラウマとなった出来事を思い起こさせるような刺激に対する持続的な回避、全般的な反応性の麻痺であり、反応性が低下する。

③ 過覚醒

睡眠障害、集中困難のように過度の緊張状態が持続する。

(参考「スクール・トラウマとその支援」W. ユール&A. ゴールド, 訳 久米一郎)

- 体験直後に強い恐怖感などがあったかどうか、トラウマとなる体験であったかの確認
- 子どもの呈している症状が定義に合うかどうかの確認
- 発症後1か月以上経ってからも症状が続いていることの確認

こうした症状が1か月未満であれば、急性ストレス障害（ASD）という診断になる。心的外傷後ストレス障害（PTSD）は、こうした症状が1か月以上継続し、さらに日常生活に明らかな影響を与えていることを確認して診断されるものである。

なお、学校としては、日常の児童生徒の様子を細かく観察することが大切だが、診断はあくまでも専門家によってされるものであることを確認しておきたい。

(3) 事件・事故等発生後の児童生徒の心のケア

生命に関わる重大な事件・事故等発生後、心身ともに不安定になる児童生徒が出てくる。緊急対応チームは、事件・事故等の当事者を含む児童生徒の心のケアのため、（市町村立学校は当該教育委員会と協議の上、県教育委員会へ、県立学校は直接県教育委員会へ）スクールカウンセラー等心理専門職の派遣を要請する。

* (3) は「資料1-5 児童生徒の心のケアのためのチェックリスト (p31)」参照

① 情報の整理と共有化

緊急対応チームは、様々な情報を整理し、管理職、教務主任、生徒指導主任等を中心に事件・事故等のレベルを見立て、対応の方針、方法を考え、メンバーの役割

分担など共通理解を図る。その上で、スクールカウンセラーと連携し、次頁の内容に関する情報を共有化し、対応の仕方について支援を受けながら、児童生徒の心のケアに取り組んでいく。

共有化する内容に関わる学校の情報収集の視点

- 1 学校の概要
 - 2 事件・事故等の概要
 - 3 事件・事故等とかかわりが深い児童生徒・教職員
 - 4 事件・事故等の当事者と関係の深かった児童生徒
 - 5 当事者の家族の状況とそれまでのかかわり
 - 6 事件・事故後の児童生徒・保護者・地域の様子
 - 7 学校の対応
 - ・児童生徒への心のケア
 - ・報道機関への対応
 - ・臨時保護者会の開催等
 - 8 教育委員会の対応
 - 9 地域の関係機関の協力体制の状況
- 外部から支援（スクールカウンセラー等）が学校に入る場合
- 10 「心と身体健康調査」等児童生徒に関する引継ぎ資料など
- * 「資料 2 - 1 ~ 5 外部から支援（スクールカウンセラー等）が入る際の連携シートの説明（p 34 ~）」参照

② 児童生徒の状況把握

- 全児童生徒の反応や動き等の把握
- 事件・事故等について児童生徒が知った際、衝撃が強いほど様々な反応が見られるので、児童生徒の様子を注意深く観察し、変化を教職員間で共有することが大切である。特に、当該児童生徒と関係が深かった児童生徒を責めたり攻撃したり、場面や事実と異なった噂を立てたり吹聴したりする場合がある。学級担任は、児童生徒が事件・事故等の原因探しをしたり、責め合ったり、噂を流したりしないようきちんと指導することが大切である。
- 配慮を要する児童生徒の把握
- 下記の児童生徒については、過剰に反応しやすいと言われているため、特に様子や行動の変化等観察が必要である。
- ◇ 事件・事故等と関係の深い児童生徒
- ・きっかけをつくった
 - ・目撃した
 - ・関係者を救助した等

- ◇ 事件・事故等の当事者と関係の深かった児童生徒
 - ・学級や学年、部活動、委員会活動、生徒会活動
 - ・教室では見えない深いつながりがある（メール等）
 - ・地域（近所、通学班など）や塾、習い事、スポーツ少年団等
- ◇ 悩みを抱えていた児童生徒
 - ・以前から何らかの悩みで養護教諭、スクールカウンセラー等に相談している
 - ・リストカットや自殺企図歴がある
 - ・身近な人を亡くした経験がある
 - ・うつ等精神的な問題を抱えている
- ◇ 現在、著しい症状を示す児童生徒
 - ・既に激しい反応を示し教室等に入れない
 - ・体調不良等を訴え、保健室に居続けている
 - ・事件・事故等を知った後に登校できなくなった

意外と普通の児童生徒が反応を表すことがあり、その児童生徒を見つけることが一番難しいと言われる。教師は、児童生徒の様子を注意深く観察するとともに、情報の共有化をこまめに図ることが大切である。

また、早期に対応した方がいいと思われる児童生徒については、スクールカウンセラーと連携し個人カウンセリングを実施したり、医療機関と連携を図ったりするようにする。

③ 児童生徒の心のケアを行うための教職員研修

衝撃的な事件・事故等に遭遇した教職員自身の心の安定・回復を図るとともに、児童生徒へ心のケアプログラムを実施するために、スクールカウンセラー等の支援を受け、教職員研修を実施する。研修の主な内容は、以下のとおりである。

○ ストレス反応と対処法についての情報提供

衝撃的な事件・事故等に遭遇すると、誰でも様々な反応を起こすこと、それは正常な反応であり、時間とともに回復していくこと、自分なりのストレス解消法を見つけること等の研修を受け、不安感を和らげるようにする。

*「資料5 事件・事故後のストレス反応と対処法（p47～）」参照

○ 体験内容や感情を表現する機会

教職員の中にも様々な反応が出る場合があるので、休息等とりながらゆったりとした雰囲気の中で、同僚同士が体験内容や辛い感情を語り合うなどの時間を過ごす中で、自然に表現する機会をつくるのが精神衛生上有効であると言われている。決して強制するものではなく、表現すると楽になるということを伝える。

これは、例えば一般的な葬儀等の際に、よく食事をしながら故人を偲んで思い出を語り合う中で、現実に向き合いそれを自然と受け入れていくといったことを思い浮かべれば分かりやすい。

○ 児童生徒の「心のケアプログラム」の内容について研修する。

* 「資料6 児童生徒への心のケア（p49～）」

「資料7 事件・事故等発生後の児童生徒の反応と心のケア（p52～）」参照

④ 児童生徒への情報の伝達、心理教育等の実施

危機状況の中で、児童生徒に正確な情報を伝えることは、安心感を与えるとともに、無責任な噂等によって生じる二次的被害を予防するためにも大切である。児童生徒に伝達する内容については、緊急対応チームで情報を整理し文章化するなどして、十分に確認する。そして、教育委員会やスクールカウンセラー等の指導・助言を受けた上で、教職員に周知する。

伝達上の留意点

- 伝達方法として、学級・学年単位と全校集会で行う方法がある。
〈学級・学年単位で行う場合の配慮事項〉
全ての教職員が同じ内容で簡潔に伝えること、内容・想定される質問への答え等含め文章化しておくこと、伝達役・観察役等役割分担して複数で行うこと等
- 〈全校集会の場合の配慮事項〉
大集団での児童生徒の過剰な反応への対応（対応する教職員の確保、快適な小部屋の準備、お茶・飴等の準備等）
- 事前に被害を受けた児童生徒や保護者等の意向を確認する。
- 無責任な噂や質問に対しては、毅然とした態度で応える。
- インターネット等で事件・事故等に関する無責任な噂を流さないよう指導する。
- 事件・事故等の原因を追及したり、児童生徒同士が互いを責め合ったりするような状況をつくらないように配慮する。
- 危機状況に陥っているときの症状と対処の方法を具体的に指示する。
衝撃的な事件・事故等に遭遇すると誰でも様々な反応を起こすこと、それは正常な反応で時間とともに回復していくこと、信頼できる人に聞いてもらうと楽になること、自分なりのストレス解消法を大切にすること等

* 「資料1-4 事件・事故後のチェックリスト（p30）」

「資料8 とつぜん身近に不幸なでき事が起こったら（p55～）」参照

⑤ 「心と身体健康調査」の実施

「心と身体健康調査」を使って、事件・事故等に遭遇してからの児童生徒の心身の状態をありのままに表現してもらう。表現を強制することではなく、表現してもよいこと、表現すると楽になることを伝える。そして、後で一人一人の児童生徒

と面談をすることを必ず伝える。

アンケートという形をとっているが、あくまで児童生徒の反応の表現の機会として実施する。

* 「資料 9-1 心と身体の健康調査の実施にあたって (p 57)」

「資料 9-2 心と身体の健康調査 (p 58)」参照

⑥ 全児童生徒への個人面接

「心と身体の健康調査」に基づき、学級担任等が個別に話を聴いていくことが、児童生徒に安心感を与え、教職員との絆を作り、傷ついた心を癒していくことになる。それとともに、特に配慮を要する児童生徒を把握する目的がある。

○ アンケートにそって丁寧に聴いていき、辛い気持ちを受け止める。

・ 事件・事故等にどのように遭遇したか (知ったか)。

・ そのときどう思い、どんなことを感じたか。

・ 現在、どんな反応が出ているか。

○ 反応が出ていることはおかしなことではないこと、表現することで少しずつ回復していくことを伝える。不安や辛さ、怖さが続くようであれば、担任や養護教諭、スクールカウンセラーに申し出ることを伝える。

○ 辛い思いを思い出したくない児童生徒については、無理に言語化させず、話したくなったら話してくれるよう投げ掛けておく。

○ 児童生徒が受け取っている明らかに間違った情報については、共通に認識されていることを伝えて修正する。

* 「資料 10 児童生徒への個人面接の実施にあたって (p 59)」参照

⑦ 配慮を要する児童生徒への個人カウンセリング

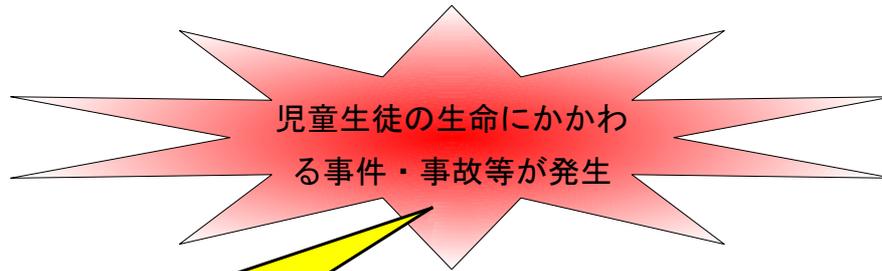
児童生徒の状況に関する情報、「心と身体の健康調査」及び個人面接の結果から、特に配慮を要する児童生徒については、スクールカウンセラー等による個人カウンセリングや医療機関に引き継いでいくようにする。

⑧ 中・長期的な児童生徒への心のケア

緊急対応チームを中心にして、その後の児童生徒、教職員の状況について定期的に把握し、教育委員会やスクールカウンセラー等に報告し指導・助言を受ける。特に配慮を要する児童生徒の状況の変化や新たな動きについては丁寧に把握し、心の状況を確認していく。必要があれば、再度、スクールカウンセラー等心理専門職の派遣を要請する。また、校医や地域の相談機関に連絡し、協力等を依頼していく。そうして、児童生徒の様子に注意し観察するとともに、教職員の健康状況も十分把握しながら、メンタルヘルスに取り組んでいく。

保護者や地域に対しては、学校の現在の状況やその後の経過について、保護者会や学年集会、各種便り等によって伝えていく。

5 研究3 保護者の心の安定のために何をすればよいか



緊急対応の一連の流れの中で、**保護者へ
情報提供を行うこと**が心のケアにつながる

保護者の安心感の獲得と児童生徒の心のケア

- 緊急対応チーム内で臨時保護者会について検討
 - 臨時保護者会の開催について決定する
 - 当該教育委員会やスクールカウンセラーに相談、指導を得る
 - 目的、日時、内容、役割分担等を決定する

- P T A役員等へ協力要請、打ち合わせの実施
 - P T A役員等へ連絡し、協力を要請する
 - 地域の様子に関する情報等を収集する
 - 臨時保護者会の詳細について打ち合わせをする

- 臨時保護者会の準備・開催
 - 臨時職員会議を開催し、教職員間で共通理解を図る
 - 事件・事故等の通知文、臨時保護者会開催の案内を発送する
 - 教職員の役割分担、会場作り等を行う
 - ポジションペーパー等を作成、確認する
 - 臨時保護者会を開催する

- 保護者への情報提供
 - 医療機関や相談機関等について情報提供する
 - その後の経過報告と再発防止のための協力を要請する

(1) 保護者の心のケアとは

一旦、事件・事故等が発生すると、学校は混乱し、児童生徒は心身共に不安定な様子を現し、様々な情報が錯綜し飛び交う状況に陥る。そういった学校に対し、保護者は不安感を一層つのらせ、混乱がさらに増大する可能性もある。

そこで、事件・事故発生後の保護者の心のケアについて学校側の視点から考えてみると、学校は、保護者ときちんと向かい合う場を設定し、正確な情報を伝えることが重要である。なぜならば、学校から保護者に対して正確な情報を提供し、今後の対応・方針について伝え、協力をお願いするといったことにより、保護者は安心し、心の安定が図られ、それがまた児童生徒の家庭での心の安定に繋がると考えるからである。つまり、保護者の心の安定そのものが、児童生徒の心のケアのための重要な要素になるのである。

(2) 事件・事故等発生後の保護者の心のケア

緊急対応チーム（スクールカウンセラーを含む）は、PTA役員等と連携を密にしなが、当該教育委員会と協議の上、臨時保護者会を開催することが重要である。

① 臨時保護者会開催について方針の決定

緊急対応チームは、臨時保護者会を開催することやその目的をきちんと確認するとともに、当該教育委員会の指導を得たりスクールカウンセラーの意見を参考にしたりしながら、保護者に何をどこまで説明するか、学校が配慮すべきこと等、学校側の方針を出す。同時に、臨時保護者会の開催について、事件・事故等の当事者や保護者から了解を得る。その場合、校長が直接出向き、誠意をもって臨時保護者会開催の必要性とその趣旨について伝え、了解を得るようにする。

② PTA役員等との打ち合わせ（ワンクッションおくとともに、協力を要請する）

まず、PTA会長等と連絡をとり、事件・事故等の内容を伝えるとともに、緊急のPTA役員会を開きたい旨を伝える。（学校によっては、学校評議員、学校応援団等との協力も考えられる。）

次に、PTA役員会等で、現時点で学校として把握している事実および報道機関を含め外部に公表できる内容について、PTA役員等に丁寧に説明するとともに、地域の反応や様子等について情報収集をする。また、児童生徒への心のケアプログラムを早期に実施することの必要性をスクールカウンセラーから話してもらい、PTA役員等の合意を得る。

その上で、臨時保護者会の実施に向けて具体的な内容について、打ち合わせをする。

1 具体的な日時等の設定

できるだけ早い時期で、地域の保護者の実態を鑑み、多くの保護者が参加できる時間帯での日程を設定する。

2 内容と役割分担の決定

司会 教頭・主幹 記録 教務主任・生徒指導主任等

- 臨時保護者会開催の趣旨について 校長
- 現時点で明らかになっている事実関係の報告について 校長
 - ・事件・事故等の概要について
 - ・学校としての今回の事態への取組について
 - ・心のケアプログラムの実施について
- 心のケアプログラムについて スクールカウンセラー・養護教諭
 - ・児童生徒の反応とその対応について
 - ・心のケアプログラムの実施について
 - ・保護者へのお願いについて
- 質疑応答

* 内容・役割、説明する順番等は、学校や地域の実情による。

③ 事件・事故等に関する通知や臨時保護者会の案内を出す

事件・事故等の通知等を通して、事件・事故等に関する事実と学校の今後の対応（臨時保護者会の開催、心のケアプログラムの実施、家庭での対応方法等）について、全保護者に通知する。

* 「資料 3-1～3 通知文等（p 39～）」参照

④ 臨時保護者会の開催（資料参照）

緊急対応チームは、当該教育委員会の指導やスクールカウンセラーの意見を参考にしながら、臨時保護者会の内容について細心の注意を払い、一つ一つ確認しておく。

進行上の留意点

- ・司会者、会場準備等の担当教員を決めておく。
- ・緊急対応チームで、保護者に伝える内容を確認しておく。
- ・校長は、事実を明確に伝える。
- ・保護者の要望などについても意見を聞く。
- ・報道機関への体制を整える。
- ・質問等は、最後にまとめて受け付ける。

* 「資料 3 - 4、5 臨時保護者会の内容と留意点等 (P 4 2 ~)」参照

⑤ 保護者へのカウンセリングについての情報提供

希望する保護者には、スクールカウンセラーによる個人カウンセリングが受けられることや医療機関や関係機関等について情報提供ができることを伝える。

⑥ 経過報告

事件・事故後、落ち着きを取り戻してから適切な時期に、当該学年全体で学級懇談会等を開いたり学校便り等を活用したりして、保護者にこれまでの経過を報告するとともに、再発防止のために今後のさらなる協力を要請する。報告する内容については、事前に事件・事故等の当事者やその保護者に必ず確認を得るようにする。



(福岡県臨床心理士会編 2005 学校コミュニティへの緊急支援の手引き 金剛出版 Pp. 225-236を基に改変)

6 成果と課題

本研究は、児童生徒の生命にかかわるような事件・事故等が起こった際、学校が早期に体制を立て直すとともに児童生徒（保護者、教職員も含む）の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の発症を防ぐことを目的として、「緊急体制プログラム」及び「児童生徒（教職員を含む）の心的ケアプログラム」、「保護者へ安心感を与えるための心的ケアプログラム（情報提供）」について研究し、次の成果を得た。

1点目として、事件・事故等が起こった際、学校運営を早期に正常化させたり二次的被害を防止したりするための「緊急体制プログラム」をまとめることができた。また、その中に心のケアを明確に位置づけることにより、その必要性・重要性を明らかにすることができた。これが現場で効果的に活用されるためには、学校、とりわけ管理職の心のケアに対する理解、姿勢が重要である。心のケアに関する情報を教育委員会等へも提供していくことが必要である。

2点目として、学校の視点から「児童生徒（教職員を含む）の心的ケアプログラム」をまとめることができたことにより、学校が心のケアについて何をどう行っていけばよいかについて、分かりやすく提示することができた。これにより、心のケアについて教職員が見通しを持てるようになるとともに、スクールカウンセラー等に任せきりでなく、いっしょに連携をしていく中で学校（教職員）がある程度主体性をもって取り組んでいくことができ、より効果的に児童生徒の心のケアをすることができると思われる。

3点目として、児童生徒の心のケアとは、保護者に安心感を与え心の安定を図ることと密接に関連していることが分かった。その意味で、「保護者へ安心感を与えるための心的ケアプログラム」が活用され、情報提供の一つの方法である臨時保護者会等を事前によく関係者で協議し計画した上で、慎重にかつ誠意を持って実施されるとよいと考える。

課題としては、以下の点が考えられる。

- ① 学校が主体性をもって心のケアに取り組んでいけるよう管理職研修会や生徒指導・教育相談に係る研修会等において、心のケアの具体的な内容、取り組み方等について情報提供するとともに、危機管理意識をより一層啓発していく。さらに、意識啓発だけでなく、教職員の教育相談等に関わる力量の向上も重要な課題である。
- ② 事件・事故等緊急時の対応の在り方や児童生徒の心のケアについてまとめたプログラムが、学校現場でより使えるものとなるようさらに検証を進め、適応性を高めるようにしていく。
- ③ 危機対応及び児童生徒の心のケアについて早期にしかも効果的に行えるよう、学校を中心とした市町村や県などの自治体、家庭・地域、県臨床心理士会等との協力体制づくりを進めていく。

7 参考・引用文献

【国・県関係】

- | | |
|-------------|---|
| 文部省 | 「非常災害時における子どもの心のケアのために」(1997) |
| 文部科学省 | 「非常災害時における子どもの心のケアのために」改訂版(2003) |
| 埼玉県教育委員会 | 「幼児児童生徒の安全確保に対する緊急対応マニュアル
－不審者による事故発生時における対応事例－」(2001) |
| 東京都教育相談センター | 「生命にかかわる事件・事故後の心のケア」第2版(2006) |

茨城県教育研修センター研究報告書第57号

「学校における危機介入の在り方」(2005)

兵庫県立教育研修所・心の教育総合センター

「心の危機対応実践ハンドブック」(2001)

愛媛県教育委員会

「学校安全の手引 開かれた学校で安全を学ぶ 安全に学ぶ」(2002)

横浜市教育委員会

「横浜市学校防災計画」(2006)

【一般】

福岡県臨床心理士会 編

「学校コミュニティへの緊急支援の手引き」金剛出版(2005)

福岡県臨床心理士会 編

「学校における緊急支援の手引き

～緊急事態に直面した人のこころのケアのために～」(2001)

厚生労働省 金吉晴 編

「心的トラウマの理解とケア」じほう(2001)

藤森和美 編著

「学校トラウマと子どもの心のケア」誠信書房(2005)

W. ユール& A. ゴールド 著 久米一郎 訳

「スクール・トラウマとその支援」誠信書房(2001)

上地安昭 編著

「教師のための学校危機対応実践マニュアル」金子書房(2003)

米国精神医学会 著 高橋三郎・大野裕・染谷俊幸 訳

「DSM-IV 精神疾患の診断・統計マニュアル」医学書院(1999)

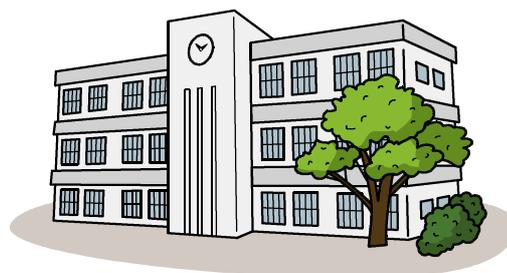
8 研究協力委員等

平成19年度

役 職	所 属	職 名	氏 名
スーパーバイザー	埼玉大学教育学部	教 授	沢崎 俊之
委員 長	八潮市立八幡中学校	校 長	一之瀬一彦
副委員 長	県立滑川総合高等学校	教 頭	山本 奨
委 員	川越市立寺尾中学校	教 頭	鈴木 朗
〃	新座市立東野小学校	教 諭	小関 直
〃	本庄市立本庄南小学校	教 諭	堀越由喜子
〃	三郷市立前川中学校	教 諭	伊藤 勉
〃	県教育局県立学校部生徒指導室長	指導主事	島田 淳一
〃	県立総合教育センター	嘱託医	菊池 裕子
〃	県立総合教育センター	スクールカウンセラー	伊藤 公野
協 力 者	桶川市立桶川小学校	生徒指導担当研修教員	堤 孝志
〃	鴻巣市立鴻巣中学校	生徒指導担当研修教員	西山 恭子
〃	草加市立谷塚中学校	生徒指導担当研修教員	森 寿義
事 務 局	県立総合教育センター指導相談担当	主任指導主事	塩田 平一
〃	同 上	指導主事	利根川典子
〃	同 上	指導主事	竹内 章仁
〃	同 上	指導主事	小林 章男
〃	同 上	指導主事	三村 浩男
〃	同 上	指導主事	高野 明人

平成20年度

役 職	所 属	職 名	氏 名
スーパーバイザー	埼玉大学教育学部	教 授	沢崎 俊之
委 員 長	八潮市立八幡中学校	校 長	一之瀬一彦
副委員長	川越市立寺尾中学校	教 頭	鈴木 朗
〃	県立東松山養護学校	教 頭	利根川典子
委 員	新座市立東野小学校	教 諭	小関 直
〃	越谷市立南中学校	教 諭	猪原 誠一
〃	神川町教育委員会	指導主事	堀越由喜子
〃	県教育局県立学校部生徒指導室長	指導主事	豊田 清明
〃	県立総合教育センター	スクールカウンセラー	伊藤 公野
協 力 者	本庄市立本庄南中学校	生徒指導担当研修教員	中原 裕
事 務 局	県立総合教育センター指導相談担当	指導主事	竹内 章仁
〃	同 上	指導主事	小林 章男
〃	同 上	指導主事	三村 浩男
〃	同 上	指導主事	高野 明人
〃	同 上	指導主事	関口 久代
〃	同 上	指導主事	勢 昌章



資料 1 - 1

事件・事故等発生時のチェックリスト

チェック	チェック事項						備考
<input type="checkbox"/>	緊急対応チームは編成できたか。						
<input type="checkbox"/>	校長	<input type="checkbox"/>	教頭	<input type="checkbox"/>	教務主任		
<input type="checkbox"/>	学年主任	<input type="checkbox"/>	生徒指導主任	<input type="checkbox"/>	養護教諭		
<input type="checkbox"/>	スクールカウンセラー	<input type="checkbox"/>	教育相談主任	<input type="checkbox"/>	その他		
<input type="checkbox"/>	時系列記録担当を定め、記録を始めたか。						
<input type="checkbox"/>	情報収集のため職員を現地、家庭、警察等に派遣できたか。						
<input type="checkbox"/>	事件・事故等について情報を収集し、概要がつかめたか。						
<input type="checkbox"/>	いつ(when)	<input type="checkbox"/>	誰が(who)	<input type="checkbox"/>	どこで(where)		
<input type="checkbox"/>	何を(what)	<input type="checkbox"/>	どのように(how)	<input type="checkbox"/>	なぜ(why)		
<input type="checkbox"/>	当該児童生徒のプロフィール			<input type="checkbox"/>	TV・インターネット		
<input type="checkbox"/>	教育委員会へ第一報を入れたか。						
<input type="checkbox"/>	PTA本部役員へ連絡と協力依頼はできたか。						
<input type="checkbox"/>	臨時職員会議の準備はできたか。						
<input type="checkbox"/>	校長	<input type="checkbox"/>	教頭	<input type="checkbox"/>	教務主任		
<input type="checkbox"/>	学年主任	<input type="checkbox"/>	生徒指導主任	<input type="checkbox"/>	養護教諭		
<input type="checkbox"/>	スクールカウンセラー	<input type="checkbox"/>	教育相談主任	<input type="checkbox"/>	その他		
<input type="checkbox"/>	該当の児童生徒や保護者への対応はできたか。						
<input type="checkbox"/>	配慮を要する児童生徒の把握はできたか。						
<input type="checkbox"/>	スクールカウンセラーの要請はできたか。						
<input type="checkbox"/>	事故速報を教育委員会に送付したか。						
<input type="checkbox"/>	事件・事故等発生時、関係機関(サポートセンター等)への支援要請を行ったか。						
<input type="checkbox"/>							
<input type="checkbox"/>							
<input type="checkbox"/>							
<input type="checkbox"/>							
<input type="checkbox"/>							
<input type="checkbox"/>							
<input type="checkbox"/>							
<input type="checkbox"/>							
<input type="checkbox"/>							

資料 1 - 2

記者会見のチェックリスト

チェック	チェック事項						備考
<input type="checkbox"/>	記者会見の開始時間を決めたか。(終了時刻も決める)						
<input type="checkbox"/>	記者発表の内容及びその他の情報は整理できたか。						
<input type="checkbox"/>	いつ(when)	<input type="checkbox"/>	誰が(who)	<input type="checkbox"/>	どこで(where)		
<input type="checkbox"/>	何を(what)	<input type="checkbox"/>	どのように(how)		<input type="checkbox"/>	原因は(why)	
<input type="checkbox"/>	該当生徒のプロフィールを確認する。(資料1-1を参照)						
<input type="checkbox"/>	事故後の対応は。			<input type="checkbox"/>	今後の対応は。		
<input type="checkbox"/>	再発防止策は。		<input type="checkbox"/>	類似事故はなかったのか。			
<input type="checkbox"/>	想定問答はできたか。						
<input type="checkbox"/>	教育委員会との打ち合わせはできたか。						
<input type="checkbox"/>	PTA会長に連絡し、協力要請はできたか。						
<input type="checkbox"/>	記者会見に出席するメンバーは決まったか。						
<input type="checkbox"/>	記者会見場の準備は整ったか。						
<input type="checkbox"/>	スリッパ	<input type="checkbox"/>	下足置き場	<input type="checkbox"/>	机・椅子・予備椅子		
<input type="checkbox"/>	学校への入口、会場への入口を決めたか。						
<input type="checkbox"/>	受付(受付名簿を用意し、できたら名刺ももらう。)						
<input type="checkbox"/>	駐車場は確保できたか。						
<input type="checkbox"/>	会場への案内、トイレ、受付等の案内表示ができたか。						
<input type="checkbox"/>	他の教室や職員室に入れられないような表示や工夫ができたか。						
<input type="checkbox"/>	正面の関係者の机には、できれば布等を掛ける。						
<input type="checkbox"/>	会場整備はできたか。(カーテンを閉める。)						
<input type="checkbox"/>	学校側の記録席、撮影、録音場所は確保したか。						
<input type="checkbox"/>	職員の役割分担はできたか。(教育委員会の指導のもと)						
<input type="checkbox"/>	司会	<input type="checkbox"/>	記録	<input type="checkbox"/>	受付	<input type="checkbox"/>	駐車場
<input type="checkbox"/>	会場整備		<input type="checkbox"/>	撮影	<input type="checkbox"/>	録音	<input type="checkbox"/> 電話
<input type="checkbox"/>	巡回	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	職員の服装は整っているか。(ネクタイ、ジャケット、×装飾品)						
<input type="checkbox"/>							
<input type="checkbox"/>							
<input type="checkbox"/>							

資料 1 - 3

臨時保護者会のチェックリスト

チェック	チェック事項						備考	
<input type="checkbox"/>	日時を決めて、保護者への通知はできたか。							
<input type="checkbox"/>	事前に、該当児童生徒の保護者への配慮ができていますか。							
<input type="checkbox"/>	教育委員会への報告や相談はできているか。							
<input type="checkbox"/>	スクールカウンセラーとの相談はできているか。							
<input type="checkbox"/>	PTA等への協力内容を決め、協力要請はできたか。							
<input type="checkbox"/>	保護者への説明内容、その他の情報は整理できたか。							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> いつ(when)	<input type="checkbox"/> 誰が(who)	<input type="checkbox"/> どこで(where)					
	<input type="checkbox"/> 何を(what)	<input type="checkbox"/> どのように(how)	<input type="checkbox"/> 原因は(why)					
	<input type="checkbox"/> 事故後の対応は。			<input type="checkbox"/> 今後の対応は。				
	<input type="checkbox"/> 再発防止策は。		<input type="checkbox"/> 類似事故はなかったのか。					
	<input type="checkbox"/> 想定問答はできたか。		<input type="checkbox"/> 児童生徒の現在の状況は。					
	<input type="checkbox"/> 心のケアプログラム実施の説明は。							
<input type="checkbox"/>	臨時保護者会に出席するメンバーは決まったか。							
<input type="checkbox"/>	臨時保護者会の準備は整ったか。(通常体育館)							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 会場清掃	<input type="checkbox"/> 下足置き場	<input type="checkbox"/> 傘立て					
	<input type="checkbox"/> 駐車駐輪場	<input type="checkbox"/> 放送機器	<input type="checkbox"/> 演台					
	<input type="checkbox"/> 職員席	<input type="checkbox"/> 保護者席	<input type="checkbox"/> 案内表示					
	<input type="checkbox"/> 受付(受付名簿を用意する。)							
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、意見用紙と筆記用具、回収箱を用意する。							
	<input type="checkbox"/> 他の教室や職員室に入れないような表示や工夫ができたか。							
	<input type="checkbox"/> 正面の学校関係者の机には、できれば布等を掛ける。							
	<input type="checkbox"/> 保護者への配布資料(心のケアに関するもの)は準備できたか。							
<input type="checkbox"/>	職員の役割分担はできたか。(教育委員会の指導のもと)							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 司会	<input type="checkbox"/> 記録	<input type="checkbox"/> 受付	<input type="checkbox"/> 駐車駐輪場				
	<input type="checkbox"/> 会場整備		<input type="checkbox"/> 撮影	<input type="checkbox"/> 録音	<input type="checkbox"/> 電話			
	<input type="checkbox"/> 巡回	<input type="checkbox"/> 心のケアプログラムに関する説明						
<input type="checkbox"/>	職員の服装は整っているか。(ネクタイ、ジャケット、×サンダル、×ジャージ、×装飾品)							
<input type="checkbox"/>								
<input type="checkbox"/>								

資料 1 - 4

事件・事故後のチェックリスト

チェック	チェック事項	備考
<input type="checkbox"/>	臨時全校集会の準備はできたか。	
<input type="checkbox"/>	校長が説明する内容	
<input type="checkbox"/>	他に誰が何を話すか	
<input type="checkbox"/>	生徒指導主任 <input type="checkbox"/> 教育相談主任 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー	
<input type="checkbox"/>	報道機関が取材に来た場合の対応の準備は整っているか。	
<input type="checkbox"/>	学校への入口、会場への入口を決めたか。	
<input type="checkbox"/>	受付(受付名簿を用意し、できたら名刺ももらう。)	
<input type="checkbox"/>	駐車場は確保できたか。	
<input type="checkbox"/>	他の教室や職員室に入れないような表示や工夫ができたか。	
<input type="checkbox"/>	カーテンを閉めたか。	
<input type="checkbox"/>	前から撮影されないよう、撮影位置を制限する。	
<input type="checkbox"/>	スクールカウンセラーの要請はできたか。	
<input type="checkbox"/>	配慮を要する児童生徒の把握と相談場所、相談時間の確保はできたか。	
<input type="checkbox"/>	職員のメンタルヘルスはどうか、対応できているか。	
<input type="checkbox"/>	保護者のメンタルヘルスはどうか、対応できているか。	
<input type="checkbox"/>	事故報告を教育委員会に提出したか。	
<input type="checkbox"/>	再発防止策は、進んでいるか。	
<input type="checkbox"/>		

行	チェック事項	備考
□	緊急対応チーム会議の開催・確認	
□	緊急対応チーム内で役割分担はできたか。 →関連p27	
	<input type="checkbox"/> 責任者 <input type="checkbox"/> 全体を見渡すコーディネーター	
	<input type="checkbox"/> 外部との連絡・交渉の窓口 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーとの連絡・調整	
	<input type="checkbox"/> 児童生徒への心のケアプログラムの実施	
	<input type="checkbox"/> 児童生徒の状況の把握、整理	
	<input type="checkbox"/> 児童生徒の反応の見立て、専門的助言	
	<input type="checkbox"/> 個別対応が必要な児童生徒等への心のケア	
	<input type="checkbox"/>	
□	緊急対応チーム内で事実を確認し、情報を共有できたか。 →関連p27	
□	事件・事故等の概要、事実関係の確認	
	<input type="checkbox"/> 当該児童生徒のプロフィール	
	<input type="checkbox"/> 事件・事故等の概要、現在の状況	
	<input type="checkbox"/> 現時点までの学校の対応、処置	
	<input type="checkbox"/> 事実関係の文章化	
	<input type="checkbox"/> 当該児童生徒の保護者の了解	
□	全児童生徒の状況の把握・整理	
□	配慮を要する児童生徒の把握と状況整理	
□	教職員の状況の把握・整理	
□	個人カウンセリングが必要な児童生徒、教職員の把握	
□		
□	心のケアプログラムの必要性・内容について確認したか。	
□	心のケアプログラムを実施する必要性の確認	
□	心のケアプログラムの内容の確認	
	<input type="checkbox"/> 児童生徒への心のケアプログラム	
	<input type="checkbox"/> 教職員対象プログラム(全体研修・個人カウンセリング)	
	<input type="checkbox"/> 保護者対象プログラム(臨時保護者会開催等による情報提供)	
□	記者会見等報道機関への対応について確認できたか。 →関連p28、45	
□	スクールカウンセラー等心理職との引き継ぎ、打合せができたか。	
□	児童生徒が亡くなった場合の必要事項について協議し、合意したか。	
	<input type="checkbox"/> 献花の取り扱い <input type="checkbox"/> 通夜、葬儀への参加	
	<input type="checkbox"/> 保護者等への連絡	
	<input type="checkbox"/> 当該児童生徒の保護者への連絡・合意	
	<input type="checkbox"/>	
□	臨時職員会議の開催と共通理解 →関連p27	
□	事実関係を報告・確認(文書で)し、今後の予定等情報を共有できたか。	
□	校内緊急対応チームを編成したことを報告したか。	
□	スクールカウンセラー等心理職の派遣要請したことを報告したか。(紹介)	
□	児童生徒の状況を把握したか。	
□	心のケアプログラム実施の必要性を確認し、内容について説明したか。	
□	教職員の健康状況を把握したか。	
□	配慮が必要な教職員へ個人カウンセリングを実施したか。	

<input type="checkbox"/>	教職員対象プログラムの準備・実施 →関連p47～59		
	<input type="checkbox"/> 教職員対象研修会の準備ができたか。		
	<input type="checkbox"/> 時間・場所の設定	<input type="checkbox"/> 研修資料の準備	
	<input type="checkbox"/> 教職員対象研修会を実施したか。		
	<input type="checkbox"/> 教職員のための研修(ストレス反応と対処法等に関する情報提供)		
	<input type="checkbox"/> 体験内容や感情を表現する機会		
	<input type="checkbox"/> 児童生徒の心のケアプログラムについての研修		
	<input type="checkbox"/>	児童生徒への心理教育の内容について	
	<input type="checkbox"/>	「心と身体の健康調査」の実施について	
	<input type="checkbox"/>	児童生徒への個人面接の実施について	
	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	保護者対象心的プログラム(情報提供等)の準備・実施 →関連p29		
	<input type="checkbox"/> 臨時保護者会開催の準備ができたか。		
	<input type="checkbox"/>	臨時保護者会の目的と内容の協議と確認	
	<input type="checkbox"/>	説明内容、その他の情報の確認(文章化したもの)	
	<input type="checkbox"/>	文章化した内容の当該児童生徒の保護者の了解	
	<input type="checkbox"/>	地域の噂などPTA役員等の持つ情報の収集	
	<input type="checkbox"/>	教職員の役割分担と会場準備	
	<input type="checkbox"/>	開催通知や児童生徒への心のケアに関する説明資料の準備	
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 臨時保護者会を実施したか。		
	<input type="checkbox"/>	事件・事故等の概要の説明	
	<input type="checkbox"/>	事件・事故等に対する学校の取組の伝達	
	<input type="checkbox"/>	家庭における児童生徒の様子把握と配慮して欲しいことの伝達 →関連p43	
	<input type="checkbox"/>	児童生徒や保護者への個人カウンセリングに関する情報提供	
	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	児童生徒の心のケアプログラムの準備・実施		
	<input type="checkbox"/> 臨時全校集会等の開催・内容について確認できたか。 →関連p30		
	<input type="checkbox"/>	行うか否か、行い方の検討	<input type="checkbox"/> 日時・場所の設定
	<input type="checkbox"/>	教職員の役割分担	<input type="checkbox"/> 伝達内容の確認(文章化)
	<input type="checkbox"/> 文章化した内容の当該児童生徒の保護者の了解		
	<input type="checkbox"/> 配慮事項等の確認(反応した児童生徒への対応等)		
	<input type="checkbox"/> 児童生徒の様子把握・集約		
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 児童生徒への心理教育、個人面接の準備ができたか。		
	<input type="checkbox"/>	担任(副担任)からの事実報告内容の統一	
	<input type="checkbox"/>	教職員の役割分担(教務部との連携)	
	<input type="checkbox"/>	心理教育、個人面接資料等の準備、確認	
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 児童生徒への心のケアプログラムを実施したか。		
	<input type="checkbox"/>	臨時全校集会等の実施 →関連p30	
	<input type="checkbox"/>	校長からの事実報告	
	<input type="checkbox"/>	児童生徒の様子把握・集約	
	<input type="checkbox"/>		

資料 2-1 外部から支援（スクールカウンセラー等）が入る際の連携シートの説明

資料 2-2 緊急支援情報共有シート

事件・事故等に応じて緊急対応するためには、外部から入るスクールカウンセラー等もできるだけ正確な情報を提供し、それを踏まえた支援を求める必要がある。また、スクールカウンセラー等が日ごとに替わって緊急支援に当たる場合もあるので、情報の錯綜や混乱を防ぐためのシートとして活用する。

◇「事件・事故等の内容について」は、事実関係の共有と確認のために事実のみを文章化する。

◇外部支援者（スクールカウンセラー等）との連携の際、校内の窓口となるコーディネーターを明確に位置付ける。

資料 2-3 緊急支援要請シート

学校としての健全な機能を取り戻すことを目的として、緊急対応の方向性はあくまでも学校が決定する。その際、外部支援者（スクールカウンセラー等）との打ち合わせや要請したい支援内容等の確認のためのシートとして活用する。

◇適切な時期に迅速な対応をすることが重要となる。そのためには、緊急対応の必要性について教職員間で合意を図り、共通理解をもって対応に当たることが求められる。

外部支援者（スクールカウンセラー等）が入る場合も、教職員の理解を得た支援活動が不可欠になる。

◇事件・事故等によっては教職員も急性ストレス障害の状態に陥る。緊急対応に当たる教職員への早急なメンタルケアが必要になる場合もある。

◇「心と身体の健康調査」（P 57）等は、事件・事故等の内容や実情に合わせて活用する。

資料 2-4 個人カウンセリング記録シート

「心と身体の健康調査」から抽出された要配慮児童生徒への面接の際に活用する。

◇当該児童生徒について事前の情報があればそれも踏まえて本人と面接をし、その後の個別支援計画を立てる。

資料 2-5 緊急支援引継ぎシートについて

外部支援者（スクールカウンセラー等）の緊急支援記録として活用する。

◇複数のスクールカウンセラー等が日ごとに替わる場合もあり、それまでの流れを理解して、よりスムーズに支援に当たれるようにする。

資料 2-3 緊急支援要請シート

◆緊急支援プログラムへの要請項目

記入者 _____ 記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

* 学校が支援要請する項目にチェック（レ）をする。

対象	項 目	要請期間	実施日
教 職 員	<input type="checkbox"/> 臨時職員会議への参加		
	<input type="checkbox"/> 教職員研修の実施 → 関連 p16. 17. 32. 47~54		
	<input type="checkbox"/> ストレス反応と対処法についての情報提供		
	<input type="checkbox"/> 教職員自身の体験や感情を表現する機会		
	<input type="checkbox"/> 児童生徒の反応と心のケアについて		
	<input type="checkbox"/> 緊急支援への助言		
	<input type="checkbox"/> 配慮を要する教職員へのカウンセリング		
	<input type="checkbox"/> 児童生徒への対応等の相談		

対象	項 目	要請期間	実施日
児 童 生 徒	<input type="checkbox"/> 臨時全校集会への参加 → 関連 p17		
	<input type="checkbox"/> ストレス反応とその対処法について → 関連 p17. 55. 56 (全校/学年/クラス/部活動)		
	<input type="checkbox"/> 「心と身体の健康調査」について → 関連 p17. 18. 33. 57. 58		
	<input type="checkbox"/> 項目の検討		
	<input type="checkbox"/> 実施後の分析 (気になる児童生徒の抽出)		
	<input type="checkbox"/> 個人面接 → 関連 p18. 33. 59		
	<input type="checkbox"/> 計画段階での参加		
	<input type="checkbox"/> 個人面接の実施		
	<input type="checkbox"/> 配慮を要する児童生徒へのカウンセリング		

対象	項 目	要請期間	実施日
保 護 者	<input type="checkbox"/> 臨時保護者会 → 関連 p 21. 22. 29. 32. 39. 40. 42~44		
	<input type="checkbox"/> 計画段階での参加		
	<input type="checkbox"/> ストレス反応と対処法についての情報提供		
	<input type="checkbox"/> 希望する保護者へのカウンセリング		

その他

資料 2-4 個人カウンセリング記録シート

* 当該児童生徒について書ける範囲で事前に記入してください。

記入者 _____ 記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(ふりがな)
相談者氏名 _____ 学年 _____ 組 (担任名) _____ 先生

<当該事件・事故等との関係> _____

<見られるストレス反応>

不眠 無力感 罪悪感 苛立ち 身体症状 (_____)

その他 心の変化など (_____)

<要配慮事項>

既往症・相談歴／不適應の問題／家族のサポートなど

* ここからは面接担当者が記入してください。

面接日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 時間 _____ : _____ ~ _____ : _____ 場所 _____

面接担当者 _____

【面接の概要】

【所見等】

* 継続面接の必要性 有 ・ 無

【備考】

資料 2 - 5 緊急支援引継ぎシート

対応者	対応日時	支 援 の 内 容	要引継ぎ・配慮事項等

資料 3 - 1

保護者向け事件・事故等の通知文（例）

平成〇〇年〇月〇日

保護者 様

〇〇〇〇〇学校
校長 〇〇〇〇

保護者の皆様へのお願い

本校児童（生徒）が、〇月〇日（〇）事故でお亡くなりになりました。心より哀悼の意を表します。

学校では、〇月〇日（〇）、緊急全校集会（学年集会・学級指導）において、児童（生徒）に「心のケア」を中心に話をしました。その内容は、以下のとおりです。

- 1 これまでも命の大切さを折りに触れて話してきましたが、今回このようなことが起こり大変残念です。
- 2 生命は一度失ってしまうと二度と再現することはできない、かけがえの無いものです。生命を大事にしてください。
- 3 この件について、事実に基づかない憶測やうわさで物事を語らないようにしてください。
- 4 悩み事などあれば、信頼できる人に相談してください。できれば先生や家族にも話をしてみてください。

友だちの突然の事故を身近に体験したり、聞いたりすると、子どもによっては一時的に強いショックを受けたり、心の動揺が起きたりすることがあります。

心のケアについては、スクールカウンセラーを中心に、保健室も含めて、全校体制で見守り、個別対応もできる体制をとっています。なお、スクールカウンセラーは、保護者の皆様からの相談もお受けしますので、御遠慮なくお申し出ください。

御家庭でも「生命の大切さ」の御指導や「心のケア」に御配慮いただけるようお願いいたします。御心配なことがありましたら御連絡ください。

資料 3 - 2

臨時保護者会開催の通知文（例）

平成〇〇年〇月〇日

保護者 様

〇〇〇〇〇学校
校長 〇〇〇〇

事故発生に伴う臨時保護者会の開催について

〇〇の候、保護者の皆様には、日ごろ、学校運営に御理解・御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、誠に残念なことでありますが、昨晚午後〇時頃、本校児童（生徒）が死亡するという事故が発生しました。痛恨の極みであります。心よりお悔やみ申し上げます。

つきましては、事故の状況及び今後の対応等について、御説明いたしたく、臨時保護者会を開催しますので、御案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成〇〇年〇月〇日（〇） 午後〇時〇〇分～
- 2 会 場 本校体育館（受付 体育館入り口）
- 3 備 考
 - ・上履きを御持参ください。
 - ・自動車での来校は御遠慮ください。

資料 3 - 3

臨時カウンセラー配置の通知文（例）

平成〇〇年〇月〇日

保護者 様

〇〇〇〇〇学校
校長 〇〇〇〇

臨時の教育相談体制について（お知らせ）

〇〇の候、保護者の皆様には、日ごろ、本校教育活動に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、今回の死亡事故発生に伴い、児童（生徒）の心のケアが重要と考え、教職員はもとより、〇〇〇相談員、スクールカウンセラーの協力を得て、全校体制で対応を続けてまいりました。

今後も通常の教育相談体制に加え、下記のとおり対応する予定ですのでお知らせします。

なお、明日、明後日は、臨時休校とさせていただきます。御家庭でもゆっくりとお子様の様子に気を配っていただくようお願い申し上げます。もし、急な相談等が生じた場合は、学校まで御連絡ください。

記

1 臨時のスクールカウンセラー配置期間

〇〇月〇日（〇）～〇〇月〇日（〇） 各〇名
（土日は除く）

2 土日の対応

学校で本校職員が電話で対応する予定です。

〇〇月〇日（土） 9：00～16：00

〇〇月〇日（日） 9：00～16：00

3 備考 電話番号 〇〇〇〇〇学校 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

資料 3 - 4

臨時保護者会の内容と留意点（例）

臨時保護者会の内容

（司会）教頭（記録）教務主任等

1 臨時保護者会開催の趣旨説明〈校長〉

（1）「事件・事故の概要」「事故後の対応」「今後の対応」「再発防止策」「質疑応答」などの保護者会の構成を簡潔に話す。

2 概要説明及び事故後の対応〈校長〉

（1）学校で把握している事実のみ、時系列で正確に説明する。
（2）児童生徒にいつ、何を、どのように伝え、どのような指導をしたかを説明する。

3 今後の対応及び再発防止策について〈校長〉

（1）学校運営が正常化するまでの期間を明示する。（集団下校、下校時間を早めること、部活動休止期間等）
（2）今後の児童生徒への対応方法（特に心のケアを行っていくことを重点とすることなど）を説明する。
（3）心のケアについては、児童生徒だけでなく、保護者からの相談も受けることを説明する。
（4）学校職員でできる安全対策等を具体的に示す。
（5）外部の関係機関（教育委員会、教育相談機関、警察署、病院など）との連携について説明する。

4 児童生徒の心理状態、体調の変化、家庭での心のケアについて

〈養護教諭またはスクールカウンセラーなど〉

学校での現段階での児童生徒の心理状態や体調の変化などについて説明し、家庭での対応について依頼する。（別紙資料）

5 保護者への協力依頼〈校長〉

（1）子どもの様子をよく見て、話を聴くこと。
（2）保護者がいつも見守っているという安心感をもたせること。
（3）「辛い、悲しい事を1人で抱えこまなくていいんだよ」と声をかけること。
（4）学校としては、保護者の協力を得ながら、心のケアに取り組むこと。
（5）子どものことで心配なことがあったら、担任などに相談すること。

6 質疑応答

（1）回答は、質問により、校長・教務主任・学年主任・担任・養護教諭・スクールカウンセラーなどが校長の指示のもとに行う。

（2）想定質問の例

「学校は、関係児童生徒の変化に気付けなかったのか？」「いじめはなかったか？」「原因は何か？」「最近の様子はどうだったのか？」「学校での安全教育はどうだったのか？」「命の大切さをどう指導してきたのか？」「学校での子ども達の様子はどうか？」「遺書はなかったのか？」「カウンセリングで心のケアができるのか？」等

子どもたちの心のケアのために

〇〇〇立〇〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇



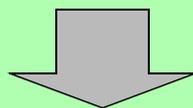
身近な友だちや家族などの突然の事件・事故に遭遇すると、子どもたちは大きなショックを受け、心身の健康に大きな影響を及ぼすことがあります。これは、異常なことではなく、大きなショックによって現れる誰にでも起こりうる普通の反応です。多くは一時的なもので、時間の経過とともに薄れ、自然に落ち着いていきます。

子どもたちの様子が落ち着き、できるだけ早く元気を取り戻せるよう、御協力をよろしくお願いします。

◇ 子どもたちに現れる主な反応とその対応例

1 直接、事件・事故に関係するようなこと

- 事件・事故の場面が、繰り返し目の前に現れるような気がする。
- 事件・事故に遭った人のことをしきりに話題にする。または、全く話そうとしない。
- 事件・事故が起こったことや遭った人を助けられなかったことについて、自分を責める。

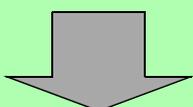


- 子どもが話してきたときは、遮らず最後まで話を聞いてください。話をしたがるなときは、無理に聞き出そうとはしないでください。
- 「何となくいつもと違う」と感じられたときには、そっと見守ってください。
- 自分を責めるようなことを言う場合は、「そんな気持ちでいるんだね」とそのままを十分受け止めてください。



2 情緒的なこと

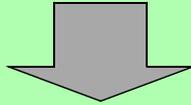
- びくびくしたり、(暗闇など) 怖がったりする。
- 感情(怒りっぽい、落ち着きがない、ぼんやりするなど) が不安定になっている。



- びくびくしていたり怖がっていたりする場合は、一緒にいてあげてください。
- いつもに比べて神経が過敏でぴりぴりしているようなときは、そっと見守ってください。

3 対人的なこと

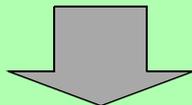
- 誰とも話をしようとししない。
- 一人でいることを怖がったり、嫌がったりする。
- 親のそばから離れようとしなかったり、親と一緒に寝たがったりする。



- 話をするのを嫌がる場合は、無理強いをせず、そっと見守ってください。
- 子どもが親と一緒にいたいという場合は、拒絶せず自分で離れるまで一緒にいてあげてください。

4 身体的なこと

- 食欲がなかったり、頭痛や腹痛、吐き気などを訴えたりする。
- 身体のだるさ、疲れなどを訴える。
- 寝つきが悪かったり、夜中に目を覚ましたりする。



- 身体の不調を訴えてきたときは、ゆっくりと休ませてください。
- 夜中に目を覚まして怯えているような場合は、子どもが安心するまで一緒にいてあげてください。

◇ 気を付けていただきたいこと



○様々な反応を現す子どもの状態に慌てず、冷静に落ち着いて対応してください。

○**保護者の方自身の心のケアも大切にしてください。**子どもの心の回復には、子どもが安心することのできる環境が不可欠です。

○心配になるほど子どもの症状が重い、あるいはその症状が長く続く場合は、専門的な判断が必要です。学校では、スクールカウンセラーが相談に応じたり、専門機関等の情報を提供したりできますので、遠慮なく御連絡ください。

連絡先 Tel. □□□-□□□-□□□□ ○○立○○学校 担当 ○○○○

また、下記も、学校とは関係なく相談に応じてくれます。御利用ください。

地域の保健センター【教育相談】	Tel. △△△-△△△-△△△△
総合教育センター【よい子の電話教育相談】	Tel. 048-874-2525
精神保健福祉センター【こころの電話相談】	Tel. 048-723-1447
埼玉県医療安全相談窓口【医療相談】	Tel. 048-830-3541

(資料9c 保護者のみなさまへ 福岡県臨床心理士会編 2005 学校コミュニティへの緊急支援の手引き 金剛出版 P. 268を基に改変)

資料 4

報道機関への対応

報道機関の取材に対して

1 誠意をもって対応する

- (1) 記者からの取材申し込みには、誠意をもって的確な対応をする。
- (2) 取材申し込みがあった場合は、可能な限り、記者の希望に合わせる。

2 責任者が説明をする

- (1) 責任ある回答のできる人（原則として校長）が対応する。もし答えられないことがあれば、その理由をはっきり説明し、理解を求めるようにする。
- (2) 記者が事前予約なしで取材に来た場合で、対応できる者が不在の場合などは、その旨を説明の上、対応できる人から記者に連絡をとらせる。

3 事実を簡潔に、要領よく

- (1) 可能な限り資料を用意し、事実を要領よく話す。推量や予測での発言は誤った報道のもとである。想定質問も用意しておく。特に、数字や固有名詞は正確に伝える。
- (2) 記者が記事を誤認している、あるいは、ことばの真意が伝わっていないなどの様子がある場合は、そのままにせず、必ず確認する。
- (3) 電話取材については、相手をよく確認し、メモを取り、即答できない場合は、折り返し回答する。音声だけの受け答えのため、聞き間違いや勘違い等も起こりやすい。同音異義語や人名などは十分な注意が必要である。（一字一字確認すること。）必要に応じ、電子メールやファックスを活用する。
- (4) 資料を提供する際は、公にしても支障ないか、提供できる内容と提供できない内容が混在していないかなど、十分に注意する。
- (5) 原則として個人情報公にできない。個人が特定できるものも含む。

4 訂正は急いで

- (1) 万一間違えて説明したことが分かったら、直ちに取材記者へ訂正を申し出る。
- (2) そのためにも取材した記者の社名、氏名、連絡先等の確認をしておく。電話取材の場合も同様である。
- (3) ニュースとして流れたものを訂正することは大変困難であり、記者にとっても迷惑である。また、学校に対する不信感を生むものになる。

5 答えることができないときには、明確な説明をする

- (1) 取材活動は憲法で保障された国民の「知る権利」に基づくものである。記者の質問に答えられない場合や資料を提供できない場合は、その理由を明確に説明する。
- (2) 行政に情報公開と説明責任が求められている時代である。なるべく記事が書きやすいように情報提供することに務める。

6 報道内容が間違っている場合は速やかに相談を

報道された内容が明らかに間違えており、それを放置すると関係者に不利益を及ぼす等の場合は、報道機関に抗議して記事の訂正を求める。

7 記者会見を行う

多数の報道機関から取材依頼が殺到した場合は、記者会見を行う。開始時間や終了時間、場所を伝える。

事件・事故後のストレス反応と対処法

1 突然の不幸に遭遇した後の症状 ～誰もが感じること～

生命が脅かされるような事件・事故等に遭遇すると、心身のバランスを崩し、感情や行動の変化等、様々な症状を呈する。こういった症状を呈することは、異常な事態に対する正常な反応なのであり、しかも反応の仕方には個人差があることを認識しておかなければならない。

(1) 感情

- ◇恐れ ①人前で自分を押しさえ切れなくなるのではないかという恐れ
②同じようなことがまた起こるのではないかという恐れ
- ◇無力感 突然の不幸の前では人間はなんと無力であるかという無力感
- ◇悲しみ 失った人への悲しみ、事件・事故等緊急事態によって失った平穏な日々への悲しみ
- ◇願い 失った人がもとに戻って欲しいという願い
- ◇後ろめたさ 自分が無事であることへの後ろめたさ
- ◇恥ずかしさ 自分が無力で何もできないことへの恥ずかしさ
- ◇怒り 事件・事故等緊急事態への怒り、事件・事故等緊急事態を起こした人への怒り、事件・事故等緊急事態の不公平さ、無意味さへの怒り、何故こんなことが起こらなければならないのかという怒り
- ◇思い出 失った人への思い
- ◇失望感 将来への希望の喪失

(2) 身体の変調

疲労感、不眠感、悪夢、記憶障害、集中力の喪失、めまい、発汗、ふるえ、呼吸困難、のどや胸のつかえ、吐き気、下痢、頭痛、首の痛み、背中への痛み、身体のこり

(3) 人間関係の変化

- ◇自分が相手から大切にされていないと感じてしまう。
- ◇気を遣っているのはわかるが、気の遣い方が間違っていると感じる。
- ◇自分がしてあげたいと思う程のことを相手にしてあげられない。

(4) その他

- ◇緊張をやわらげようとお酒を飲む機会が増えたり、量が増えたりする。

2 危機的な状況に耐えやすくするために知っておきたいこと

(1) 誰にも無感動・無関心になる時期がある

不幸な出来事を一度に心に受け取ることができないために、徐々に受け入れようとする。結果として、すべてのことがまるで夢のようで、現実感がなく、本当のことではないように感じがちになる。

(2) できるだけ活動的にしている

何事にも積極的に取り組むこと、他の人を手伝うなど活動的にすることは気分を楽にさせる。しかし、決してやりすぎないようにし、自分にも手助けが必要であることを忘れないようにする。

(3) 現実から逃げない

葬儀に参列する、遺品を整理するなどどれも辛いことだが、こうしたことをとおして徐々に現実を受け入れようと思えることができる。

(4) 他の人からの善意を受け入れる

他の人が精神面で支えになってくれると助かる。そうした申し出を拒否しないようにする。また、同じ経験をした人と話をすることは気持ちを楽にさせる。

(5) 一人になれる時間をもつ

様々な感情を処理するには、時には一人になることも必要になる。

*何事にも心を動かさない方法、活動的にしている方法は、危機に遭遇したときによく用いられるやり方であるが、行き過ぎるとかえって回復を遅らせることになる。

3 立ち直りのために生活上注意すること

(1) 感情的になりすぎないように注意する。

(2) 心配してくれる人には、何を経験したのかを進んで話すようにする。

(3) 他の人が話しかけるのを迷惑がらないようにする。

(4) 眠ること、休息をとること、考えること、家族や友人と過ごすことに時間をたっぷりとるようにする。

(5) どんなに悲しくてもそれに浸らないで、できるだけ普通の生活をするよう心がける。

(6) 自動車の運転には、くれぐれも注意する。

4 専門家の助けが必要なとき

危機的な状況に遭遇した人が心身のバランスを崩し、感情や行動の変化等様々な症状を呈することは、自然なことである。しかし、苦痛が強すぎたり長く続きすぎたりする場合には、専門家への相談が必要である。

(1) 感情や身体感覚をどうしても抑えられず、緊張感・混乱・空虚感・消耗感が続くとき

(2) 何も感じない状態が1か月以上続くとき、或いは感じないままでいようと忙しくしていなければならないとき

(3) 悪夢を見たりよく眠れない夜が続いたりするとき

(4) 気持ちを打ち明ける相手がいなく、或いは打ち明けたいと思う相手がいなく

(5) 人間関係がまずくなってしまうとき

(6) 事故を起こしたとき

(7) 事件・事故等緊急事態の後、お酒やたばこの飲み過ぎが続くとき

(8) 仕事に身が入らなくなったとき

(9) 周囲に事件・事故等緊急事態の痛手から癒されないままにいる人がいることに気づいたとき

児童生徒への心のケア

1 外傷体験に最も影響を受けやすい子ども

事件・事故等外傷的な出来事すべてが、トラウマとして子どもの心に傷をつけるのではない。子どもたちが、どういう状況でこうした出来事に遭遇したのか、これまでどのような環境の中で成長してきたのかが関係している。

(1) 生命が危機的状況にさらされた児童生徒

例) カリフォルニア州での銃乱射事件

- ・運動場で一斉射撃に巻き込まれなかった子どもが、最も影響を受けている。
- ・校舎内にいて直接危険な目に遭わなかった子どもが、中程度の影響を受けている。
- ・学校に出席していなかった子どもは、わずかな影響ですんだ。

(2) 人間の死、大虐殺の目撃者

大惨事の生存者は、自然災害による被害よりも大きな影響を受ける。重傷を負った人や殺された人を目撃した子どもは、重い苦痛を背負い込む。

(3) 不安定な家庭環境で育った子どもたち

(4) 知的に遅れている子どもたち

(5) 性差 男子よりも女子の問題の割合が高い。

(「スクール・トラウマとその支援」W. ユール&A. ゴールド, 訳 久米一郎)

2 危機に陥った際の子どもの症状

(1) 身体症状

- ・手や足が動かなくなる
- ・アレルギー
- ・食欲不振
- ・吐き気
- ・めまい
- ・頭痛や腹痛など体の各部の痛み
- ・過呼吸
- ・夜驚
- ・吃音、頻尿、夜尿
- ・意識を失って倒れる
- ・声がでない
- など

(2) 行動の変化

- ・著しい退行現象（わがまま、幼児語の使用、年齢不相応な甘え方など）
- ・多動
- ・衝動的、攻撃的行動
- ・極端な愛着行動
- ・自傷
- ・拒食や過食
- ・睡眠困難
- ・孤立
- ・万引きなどの規則違反

(3) 感情や思考の変化

- ・過度の罪悪感や無力感
- ・過度の警戒心
- ・自責感
- ・気持ちの落ち込み
- ・恐怖感
- ・孤立感
- ・自己評価の低下
- ・不信感
- ・怒り
- ・悔しさ

(参考「心的トラウマの理解とケア」厚生労働省)

3 児童生徒への接し方

(1) 児童生徒の話を聴く際の基本的な姿勢

- ・よく耳を傾ける
- ・聴くための十分な時間をつくる ～腰を据えてじっくり話を聴くこと～
- ・相手の立場に立ち、共感をもって対応する
- ・声の調子に気をつける
～声の高さや大きさは話し手の心理的・精神的な態度の表現～
- ・問題の原因を決めつけないようにする
- ・一番つらいのは本人であることを受け入れる

(2) 励ますつもりが逆効果 ～被害を受けた人を傷つける言葉～

- ・「がんばれ」
→ 今以上に自分はがんばれないと落ち込んでしまうなど、逆効果となる場合が多い
- ・「あなたが元気にならないと、亡くなった人もうかばれないですよ」
「あなたが泣いていると、亡くなった人が悲しみますよ」
→ 悲しい時には、泣いていい、元気を失っていい
- ・「命があったんだから、よかったと思って」
「家族もいるし、幸せなほうじゃないですか」
「このことはなかったと思ってやり直しましょう」
「こんなことがあったんだから、将来はきっといいことがありますよ」
「思ったより元気そうですね」
「私なら耐えられないと思います」
→ しっかりしていると褒めるつもりで言われることが多いが、生きている自分を非難されたように感じる人が多い

(横浜市学校防災計画 第2部震災対策編 第5章心のケア)

4 外傷体験からの回復の過程

第1段階 ショックまたは不安と恐怖の段階

何だか分からない 怖くてたまらない
頭が真っ白になる、呆然となる ご飯が食べられない

第2段階 否認と逃避の段階

信じられない、何だかわからない 何かのまちがいだ
眠りが浅い ご飯を食べてもおいしくない

第3段階 怒りと攻撃の段階

なぜ自分がこんな目に遭わないといけないのか、イライラする
こんなことになったのは〇〇のせいだ

第4段階 自責と罪悪感の段階

自分をもっとこうしておけば、こんなことにはならなかった
自分に責任がある

第5段階 悲嘆と無力感の段階

つらい、悲しい、どうしようもない、何をしても無駄だ、涙が出る

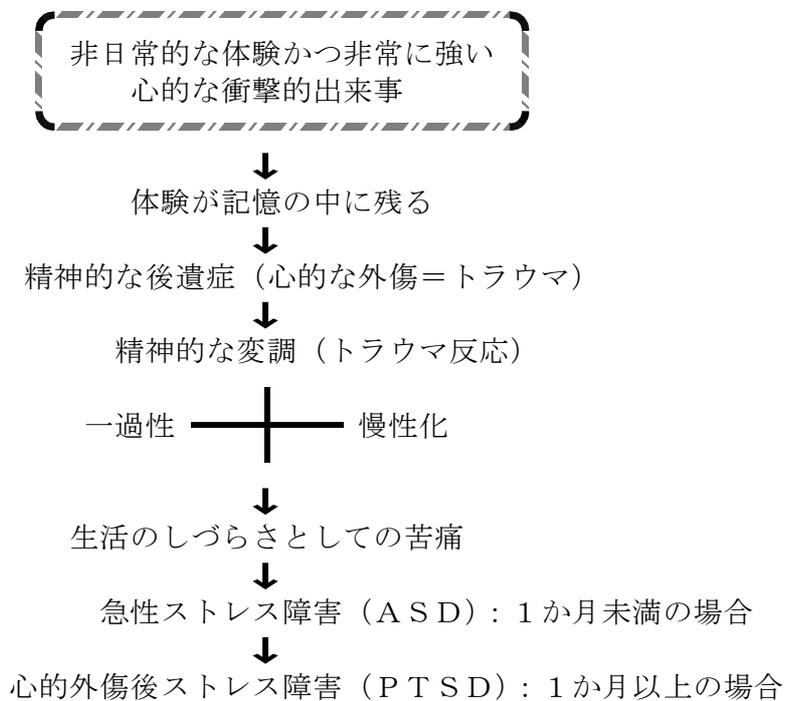
第6段階 現実適応感

つらい現実を受け入れながら何とかやっていけるようだ

(茨城県教育研修センター研究報告書第57号「学校における危機介入の在り方」)

5 心的外傷の理解と心のケアについて

トラウマ反応、特に心的外傷後ストレス障害（PTSD）は、決して異常な体験ではなく、極度の危険などに巻き込まれれば誰でも生じる反応である。すなわち、「異常な状況に対する正常な反応である」ということを理解しておく。



（愛媛県教育委員会「学校安全の手引」 第V章 事件・事故・災害の発生時、発生後の心のケア）



事件・事故等発生後の児童生徒の反応と心のケア

- 1 本表は、外部機関に連携を求めなければ学校内が安定した状態に戻らない程度の事件・事故等の規模を想定し、その対応の在り方について学校の視点から表にまとめたものである。
- 2 時間の経過は連続的であり、症状の出方については個人差があることや対応の仕方などは絶対的なものでなく一つの目安であり、その場の状況に応じて臨機応変に対応すること等に留意する。

時期	児童生徒に起こりやすい反応	介入の方法	教職員の役割
急性反応期（事件・事故発生直後）	<p>○ほとんどすべての人が不安と恐怖を強く訴える。</p> <p>○再び同様の事件・事故等が発生したらどうなるのか、といった不安感と恐怖感が増幅する。（特に、余震など災害が繰り返される場合）</p> <p>○生命と生活の確保が中心となる。</p> <p>※<u>個人レベル</u>での反応の出方や症状の進行の仕方は、事件・事故等との関わり方や発達段階等によって個人差がある。</p> <p>※<u>集団レベル</u>では、人間関係の対立（他者を受け入れられない、他者に責任を転嫁する）や情報の混乱等の反応がある。</p>	<p>○全児童生徒の状況の把握と整理（出欠席の確認、朝の学級活動等での健康観察、欠席者への連絡）</p> <p>○配慮を要する児童生徒の状況の把握と整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係が深かった ・悩みを抱えていた ・著しい症状を示す等の観点から <p style="text-align: center;">↓</p> <p>症状に応じて個人カウンセリングの実施</p> <p>○臨時職員会議等の開催 児童生徒の状況及び今後の流れ等の共通理解、教職員の健康状態の把握等</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>症状に応じて個人カウンセリングの実施</p> <p>○臨時保護者会の開催 事件・事故等の説明、心のケアプログラムの実施について報告及び協力の要請 【資料 3-4, 3-5】</p> <p>○教職員研修の実施 「ストレス反応と対処法」 「児童生徒への心のケア」等 【資料 5, 6, 7】</p> <p>○臨時全校集会等の実施 二次的被害を防ぐ観点から正確な情報を児童生徒に伝達</p> <p>○児童生徒へ心理教育の実施（学級等） 【資料 8】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭、スクールカウンセラー（SC）等と連携し、主に学級担任が実施する。状況を整理し管理職に報告する。 ・学級担任と養護教諭、SCで連携し、配慮を要する児童生徒の状況を把握し整理する。 ・SCが主になって個人カウンセリングを実施する。教育相談主任が主になり関係機関と連携を図る。 ・管理職と生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭で連携し実施する。健康管理について管理職、教務主任等が配慮する。 ・SCが主になって個人カウンセリングを実施する。 ・教育委員会の指導やSCの協力を得ながら、管理職、教務主任等が中心になり、実施する。 ・教育委員会やSCに協力を要請し、実施する。 ・管理職と連携し生徒指導主任、学年主任が主になって対応する。（教委から事前に指導・助言を受ける） ・学級担任が主になり、教務部と連携して行う。

<p>身体反応期（発生後1週間程度）</p>	<p>○頭痛、腹痛、食欲不振、吐き気、おう吐、高血圧などの身体症状が表面化する。</p> <p>○ストレスが強いほど、1週間という短期間に身体に種々の変化、変動が生じてくる。</p> <p>* 急性ストレス障害（ASD）</p>	<p>○継続的な全児童生徒の状況の把握と整理（健康観察及び健康調査等による家庭での状況の把握）</p> <p>○全児童生徒へ「心と身体の健康調査」の実施</p> <p>【資料9-1, 9-2】</p> <p>○全児童生徒へ個人面接の実施 【資料10】</p> <p>○配慮を要する児童生徒、希望者等へ個人カウンセリングの実施</p> <p>○急性ストレス障害（ASD）が疑われる児童生徒は学校医、医療機関、相談機関に相談</p>	<p>・学級担任と養護教諭（健康調査等作成）で連携し、対応する。</p> <p>・SC、教務部と連携し、学級担任が実施する。</p> <p>・SC、教育相談主任と連携し、学級担任が実施する。</p> <p>・教育相談主任が担任と連携しながらまとめ、SCにつなげる。</p> <p>・養護教諭、SCが中心となり、保護者と連携し外部専門機関へつなげる。</p>
<p>精神症状期（発生後2～3週間程度）</p>	<p>○注意集中が困難になる。</p> <p>○多弁、多動になる。</p> <p>○イライラが生じ、ちょっとしたことにも怒りっぽくなったり、相手に対して攻撃的になったりする。</p> <p>○うつ的になり、何をするのもおっくうになる場合もある。</p> <p>※家族を亡くした、大切なものを失った、家が崩壊した、助けを求めている人を助けられなかった等の体験をした場合</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○自分だけが生きていることに罪悪感を感じる。</p> <p>○うつ的感情が強まる。時には、自殺念慮が生じることもある。</p> <p>○「そう的」となる場合と「うつ的」となる場合と両面ある。また、両面をあわせ持ち、時には「そう的」になったり、時には「うつ的」になったりする人も多い。</p>	<p>○継続的な児童生徒の健康観察及び健康調査等による家庭での健康状況の把握</p> <p>○保健室への来室状況の把握</p> <p>○急性ストレス障害（ASD）が疑われる児童生徒は学校医、医療機関、相談機関に相談</p> <p>○希望者等へ個人カウンセリングの実施</p> <p>○学級懇談会、学年集会、学校便り等を実施し、保護者へ情報を提供（児童生徒の状況、経過報告等）</p>	<p>・主に学級担任が実施する。</p> <p>・養護教諭が健康調査等作成し、学級担任を通して保護者と連携を図る。</p> <p>・養護教諭が把握し、学級担任と連携する。</p> <p>・養護教諭、SCが中心となり、保護者と連携し外部専門機関へつなげる。</p> <p>・担任と連携し教育相談主任がまとめ、SCにつなげる。</p> <p>・SC等と連携し、教務主任、学年主任、学級担任等が主になり実施する。</p>

<p>1 か 月 以 降 数 ヶ 月 後</p>	<p>○怖い体験を思い出し再体験する。 ・突然興奮したり過度の不安状態に陥ったりする。 ・突然現実でないことを言い出す ・悪夢を繰り返し見る。 ・その体験を思わせる遊びや話を繰り返す。</p> <p>○外界に対する反応性が低下したり感情や精神活動が麻痺したりする。 ・表情がなくなったり、ボーッとしたりする。 ・話をしなくなったり引っ込み思案になったりする。 ・活動性が低下する。 ・記憶力や集中力が低下し、興味関心が減退する。</p> <p>○過度の緊張状態になる。 ・不眠になる。 ・必要以上に怯えている。 ・少しの刺激でも過敏に激しく反応する。 ・そわそわして落ち着きがなくなる。</p> <p>* 心的外傷後ストレス障害 (PTSD)</p>	<p>○継続的な児童生徒の健康観察の実施及び状況の把握</p> <p>○保健室への来室状況の把握</p> <p>○心的外傷後ストレス障害 (PTSD) が疑われる児童生徒は学校医、医療機関、相談機関に相談</p> <p>○希望者等へ個人カウンセリングの実施 (SCとの連携)</p>	<p>・養護教諭と連携し、学級担任が実施する。SCとは、定期的に連携を図る。</p> <p>・養護教諭が把握し、学級担任と連携する。</p> <p>・養護教諭、SCが中心となり、保護者と連携し外部専門機関へつなげる。</p> <p>・担任と連携し教育相談主任がまとめ、SCにつなげる。</p> <p>* 必要があればフォローアップのため、SCの臨時的配置を検討する。</p>
<p>1 年 後</p>	<p>[アニバーサリー反応]</p> <p>○事件・事故等があった1年後、2年後等、不安定になったり症状を再発させたり、種々の反応を示したりする場合がある。(同日が近づくと、同じような気候や体感の時期に、事件・事故等のトラウマとなった記憶がよみがえりやすくなる。)</p>	<p>○児童生徒の日常の健康観察、状況の確認</p> <p>○全児童生徒への個人面接の実施</p> <p>○その日が近づくと反応を生じる可能性があることを保護者にも伝え、児童生徒の気持ちの受け止め、学校への連絡をお願いしておく。</p> <p>○追悼式等の行事を行う場合は、実施時期を慎重に検討する。</p>	<p>・生徒指導・教育相談主任、SCが主となり、事前に教職員に情報を提供し、対応の仕方、個人面接の実施等、共通理解を図る。</p> <p>・SCと連携し、学級担任が実施する。</p> <p>・SCと連携し、教頭、主幹、教務主任が主になり、保護者に通知を出す。</p> <p>* 必要があればフォローアップのため、SCの臨時的配置を検討する。</p> <p>・事件、事故当事者の保護者等の意向も配慮し、管理職を中心に考える。</p>

※管理職や学級担任等教師集団についても、後になって症状が出てくる場合があることに留意する。その場合、SC、学校医、外部専門機関等との連携が必要である。

資料 8 (児童生徒心理教育資料)

とつぜん身近に不幸なでき事が起こったら

1 だれもが経験すること

気持ちの上で

- すべてが夢のようで、本当のことではないように感じる。
- 同じようなことが起こるのではないかとこわくなる。
- うしなったものを思い出して悲しくなる。
- 自分は何もできなかったとはずかしく、もうしわけない気がする。
- 事件を起こした人への怒りがわいてくる。
- なぜ、こんなことが起こらなくてはならないのかと、腹が立ってくる。
- 早くわすれてしまいたい、なかったことにしたいと感じる。

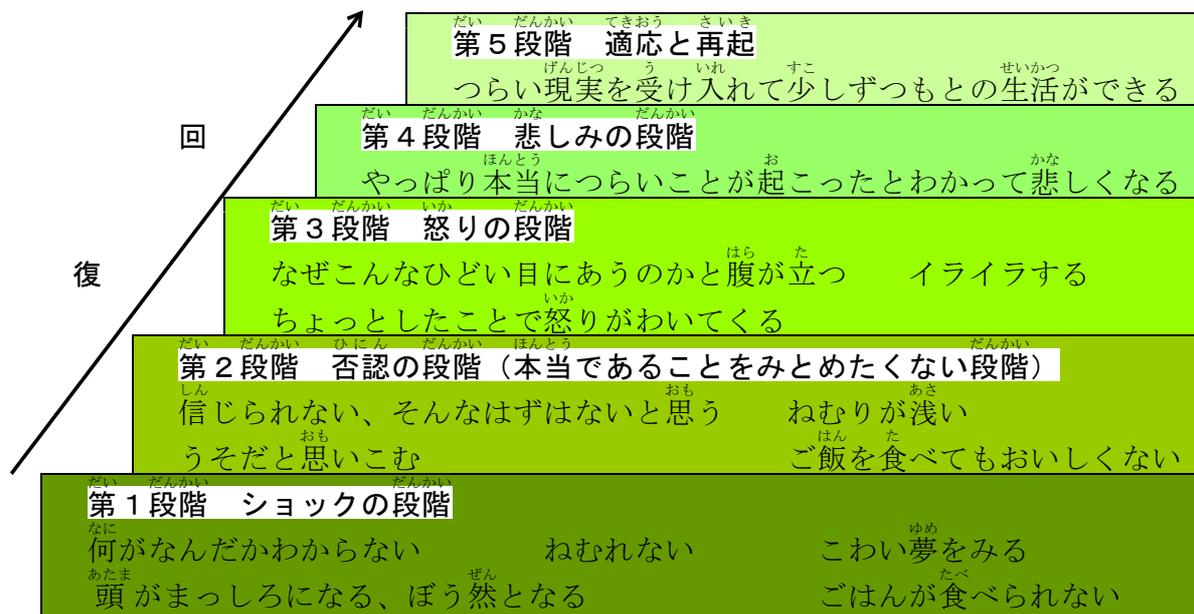
身体の調子は

- 身体がだるくなる。
- ねつきが悪い、よくねむれない、こわい夢をみる。
- 集中力がなくなる、もの忘れをしやすくなる。
- おなかのいたい、げりをする、胃がいたい、はき気がする。
- 肩がこる、頭がいたい、背中がいたい。

人間関係の上では

- まわりの人が信じられない気がする。
- まわりの人が気持ちをわかってくれない気がする。

2 こころの回復のプロセス



3 つらい状況を乗り越えるために

Q：いつまでも立ち直れないんじゃないかと心配だけど？

だいじょうぶ、つらいことがあるといつも違うのが当たり前。「異常」なでき事に出会ったときの「正常」な反応です。はずかしいことでも、おかしいことでもなし、少しずつ元気になっていきます。

Q：友だちに話をきいてもらおうと気持ちが落ち着く。こんな自分でなさけない？

友だち、先輩、家族など身近な人に話をきいてもらうことは、こころの回復のためにとっても大切なことです。なさけないなんて、とんでもない！

Q：ときどき、おもしろいことがあってわらってしまったりするけど、こんな自分で冷たいのかな？

わらうことは、元気になる一番の薬です。楽しいこと、おもしろいことをいつもより大切にしましょう。そうやって少しずつ、いつもの自分にもどっていきましょう！

Q：こんなことがあったのに、もうふつうにへらへらしている人がゆるせないのだけれど？

悲しみの表現の仕方は、人によって違います。へらへらしているように見えても、つらい気持ちであることは同じだと思えます。また、こころの回復の早さも人によって違います。なくなった人が身近だった人ほど、またその時期にほかのことでちょっと元気がなかった人ほど、こころの回復に時間がかかります。

4 できるだけ気をつけた方がいいこと

- 感情的になりすぎないようにしましょう。
やつあたりをしそうになったら、ちょっと深呼吸！やつあたりしてけんかになったら、またまたストレスがたまります。
- 気分転換になりそうなことは、積極的にやりましょう。
スポーツをする、音楽をきく、本を読む、映画を見る……。お気に入りの方法を大切にしましょう。
- よくねむり、よく食べ、よく動きましょう。

※どんな気持ちになっても、どんなことを考えても、それは大切なあなた自身のこころです。ありのままを話せる人を身近に持つことが、何よりも大切です。

「心と身体の健康調査」の実施にあたって

児童生徒へ事件・事故等に関する事実報告を行った後、「心と身体の健康調査」を使って事件・事故等に遭遇した後の児童生徒の心身の状態を表現してもらう。

「心と身体の健康調査」は、アンケートの形はとっているが、あくまで事件・事故等への児童生徒の心と身体の反応を表現する機会として実施するものである。

〈児童生徒への教示の例〉

今回の出来事を知ってから、皆さんもいろいろなことを感じていると思います。

不安で眠れなくなったり、お腹の調子が悪くなったり、怖い夢を見たり、ぼーっとしてしまったりと、自分がいつもと違った様子になって驚いている人もいます。このようなことが身近に起こると、不安な気持ちになったり身体の調子が悪くなったりするのは当たり前で、少しもおかしいことではありません。

不安な気持ちや身体の調子がよくないことについては、我慢しないで話した方が楽になると言われています。先生にありのままを伝えてください。

これから、アンケートを配りますので、今の心や身体の状態についてあてはまる場所に○をつけてください。また、今の気持ちというところに何でもいいですから、相談したいことがあれば書いてください。

後で全員の人に一人ずつ直接話を聞く時間をとりますので、その時に今の気持ちや状態について詳しく話してください。

*この後に「心と身体の健康調査」を配布し、実施する。

こころ からだ けんこうちょうさ
心と身体の健康調査

じっしび
実施日

平成 年 月 日

年 組 氏名

わたしたちにとって、とてもつらいことが起こりました。今回のできごとを知ってからのあなたの様子について、教えてください。次の質問にあてはまるものに○をつけてください。

- | | | | |
|---------------------------------|----|----|-----|
| 1. ねむれない（寝つきがわるい・夜中に目がさめる）。 | はい | 少し | いいえ |
| 2. いやな夢やこわい夢をみる。 | はい | 少し | いいえ |
| 3. 気分がしずむ。 | はい | 少し | いいえ |
| 4. 小さな音でもびくっとする。 | はい | 少し | いいえ |
| 5. 人と話す気にならない。 | はい | 少し | いいえ |
| 6. いらいらしやすい。 | はい | 少し | いいえ |
| 7. 気持ちが動揺しやすい（落ち着かない）。 | はい | 少し | いいえ |
| 8. いやなことを思い出させる場所や、人や物をさける。 | はい | 少し | いいえ |
| 9. 身体が緊張しやすい。 | はい | 少し | いいえ |
| 10. 自分を責める（自分のせいで悪いことが起こったと思う）。 | はい | 少し | いいえ |
| 11. 思い出したくないのに、いやなことを思い出す。 | はい | 少し | いいえ |
| 12. 食欲がない。 | はい | 少し | いいえ |
| 13. ものごと（勉強など）に集中できない。 | はい | 少し | いいえ |
| 14. 頭やお腹が痛い。 | はい | 少し | いいえ |
| 15. なにか不安だ。 | はい | 少し | いいえ |

いま きもち *どんなことでもいいですので、書いてください。相談したいことでもいいです。

児童生徒への個人面接の実施にあたって

1 目的

- (1) 児童生徒に表現する機会を与え、その表現を受け止めることにより衝撃を和らげる。
- (2) 特に配慮を要する児童生徒を把握する。
- (3) 児童生徒に安心感を与えるとともに、教師と児童生徒との信頼関係を築く。

2 設定

(1) 時間：10分程度 場所：静かな個室

(2) 導入の文言

「私たちにとって、とても辛いきごとが起きました。この様なできごとを体験すると、誰でも不安になったり体調を崩したりします。今のあなたの状態を聞かせてください。」

3 面接のポイント

- (1) 一人一人の児童生徒が今回のできごとを知って、どう思ったかについて聴く。
 - ア 児童生徒の感じ方については、批判したり評価したりせずに、ありのままに聴く。
 - イ 児童生徒が把握している事実と異なる情報については、学校として確認していることを伝え、児童生徒の情報を修正する。
 - ウ 感情が高ぶっているときには、落ち着くまで待つ。
 - エ 面接に否定的な場合は、無理に続けない。
- (2) 現在の状態について聴く。 * 「心と身体の健康調査」の結果を見ながら行う。
 - ア このような体験をすると、不安になったり体調を崩したりするのは普通の反応であり、少しずつ回復していくものであることを伝える。
 - イ 不安の状態や回復経過には個人差があるので、怖がらずにありのままの状態を話して欲しいことを伝える。
- (3) 今後の対処法について一緒に考える。

* この事態を乗り越えていくために、下記の点が大切であることを児童生徒と確認する。

 - ア つらい気持ちは、話したくなったら誰かに聴いてもらうのがよいこと、無理して忘れようとする必要はないこと
 - イ 不安やつらさ、体調の悪さが続くときは、すぐに申し出ること
 - ウ できるだけ、普通の生活を続けていこうとすることが大切であること
 - エ これからもいつでも今回のことについて先生と話ができること、皆で支え合って今のつらい状況を乗り越えていこうと考えていること

4 留意点

- (1) 個人面接は、児童生徒の表現の自由を保障することであり、その表現を受け止めるために行う。その結果、児童生徒から出てくるものを把握できて、ケアにつながるという理解のもとに行う。
- (2) 様々なうわさや憶測が流れる可能性がある場合は、混乱を避けるため、事実のみを文章化して職員間で共有し、質問の返答に使用する。
- (3) 分かっていること、不明なことを整理し、分からないことを明確にしておく。

研究報告書 第322号

「学校における緊急支援体制の確立」

～心的ケアの観点から～

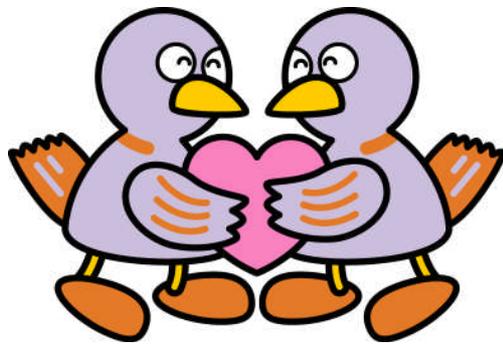
平成21年3月発行（平成20年度）

編集・発行：埼玉県立総合教育センター 指導相談担当

〒336-8555 埼玉県さいたま市緑区三室1305-1

TEL 048（874）1221（代表）

048（874）8134（指導相談担当：直通）



埼玉県のマスコット コバトン

基本理念

きずな

生きる力を育て絆を深める埼玉教育

埼玉県教育振興基本計画を策定しました。